

平成28年第4回  
沖縄県議会（定例会）  
閉会中継続審査

総務企画委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

平成28年10月17日（月曜日）  
午前10時開会  
第4委員会室

3 平成28年 平成27年度沖縄県公債管理特別  
第4回議会 会計決算の認定について  
認定第20号

出席委員

委員長	渡久地	修君			
副委員長	新垣	光栄君			
委員	花城	大輔君	又吉	清義君	
	中川	京貴君	仲田	弘毅君	
	宮城	一郎君	当山	勝利君	
	仲宗	根悟君	玉城	満君	
	比嘉	瑞己君	上原	章君	
當間	盛夫君				

説明のため出席した者の職、氏名

知事公室長	謝花喜一郎君
参事兼基地対策課長	運天修君
辺野古新基地建設問題対策課長	金城典和君
防災危機管理課長	知念弘光君
総務部長	金城武君
総務私学課長	宮城嗣吉君
人事課長	嘉数登君
行政管理課長	真鳥洋企君
財政課長	宮城力君
税務課長	千早清一君
管財課長	照屋政秀君
警察本部長	池田克史君
警務部長	中島寛君
生活安全部長	梶原芳也君
刑事部長	渡真利健良君
交通部長	大城正人君
交通部交通規制課長	與儀淳君

本日の委員会に付した事件

- 1 平成28年 平成27年度沖縄県一般会計決算  
第4回議会の認定について（知事公室、総  
認定第1号 務部、公安委員会所管分）
- 2 平成28年 平成27年度沖縄県所有者不明土  
第4回議会の認定につ  
認定第8号 いて

○渡久地修委員長 ただいまから、総務企画委員会  
を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務  
に係る決算事項の調査について」に係る平成28年第  
4回議会認定第1号、同認定第8号及び同認定第20号  
の決算3件の調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長、総務部長及び  
警察本部長の出席を求めています。

まず初めに、知事公室長から知事公室関係決算の  
概要の説明を求めます。

謝花喜一郎知事公室長。

○謝花喜一郎知事公室長 それでは、知事公室所管  
の決算の概要について御説明させていただきます。

平成27年度の知事公室所管の決算の概要について、  
お手元に配付いたしました平成27年度歳入歳出決算  
説明資料知事公室に基づいて、御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

初めに、一般会計の歳入決算の概要について御説  
明申し上げます。

知事公室所管の歳入決算総額は、予算現額A欄で  
ございます。28億6516万5000円に対し、調定額23億  
8467万9544円、収入済額23億8467万9544円、過誤納  
額、不納欠損額、収入未済額はいずれもゼロ円となっ  
ております。

また、調定額に対する収入済額の割合である収入  
比率は100%となっております。

次に、歳入を款別に御説明申し上げます。

（款）使用料及び手数料は、予算現額7971万円、  
調定額及び収入済額ともに4720円となっております。

これは、証紙収入は出納事務局で総括しているの  
でそういう数字になってございます。

（款）国庫支出金は、予算現額27億522万6000円、  
調定額及び収入済額ともに23億447万3080円となっ  
ております。

（款）財産収入は、予算現額4287万5000円に対し、  
調定額及び収入済額ともに4343万9290円となっ  
ております。

2ページをお願いいたします。

(款) 諸収入は、予算現額775万4000円に対し、調定額及び収入済額ともに776万2454円となっております。

(款) 県債は、予算現額2960万円に対し、調定額及び収入済額ともに2900万円となっております。

以上が、一般会計歳入決算の概要となっております。

次に、3ページをお開きください。

一般会計の歳出決算の概要について御説明申し上げます。

知事公室の歳出総額は、予算現額48億5034万9980円に対し、支出済額43億4293万7294円、翌年度繰越額2億3384万200円、不用額2億7357万2486円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合である執行率は89.5%、予算現額に対する翌年度繰越額の割合である繰越率は4.8%となっております。

翌年度繰越額2億3384万200円については、(項) 総務管理費(目) 諸費3984万2000円、(項) 防災費(目) 防災総務費1億9399万8200円となっております。

次に、不用額2億7357万2486円について、その主なものを御説明申し上げます。

(款) 総務費(項) 総務管理費(目) 一般管理費の不用額2067万172円は、主に人件費及び物件費の執行残等によるものであります。

(目) 広報費の不用額559万7350円は、物件費の執行残等によるものであります。

(目) 諸費の不用額6879万6727円は、主に地域安全政策事業の執行残等によるものであります。

(款) 総務費(項) 防災費(目) 防災総務費の不用額1億6400万8873円は、主に不発弾等処理事業費の執行残等によるものであります。

(目) 消防指導費の不用額1449万9364円は、主に物件費の執行残等によるものであります。

以上が、知事公室所管一般会計の平成27年度歳入歳出決算の概要でございます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○渡久地修委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、総務部長から総務部関係決算の概要の説明を求めます。

金城武総務部長。

○金城武総務部長 それでは、平成27年度の総務部所管の一般会計と所有者不明土地管理特別会計及び公債管理特別会計の2つの特別会計の歳入歳出決算について、お手元にお配りいたしました平成27年度

歳入歳出決算説明資料に基づきまして、御説明申し上げます。

なお、説明の都合上、ページを前後いたしますが、あらかじめ御了承をお願いします。

1ページをごらんください。

それでは、総務部所管の歳入総額について御説明申し上げます。

予算現額(Aの欄)5445億6238万5771円、調定額(Bの欄)5400億7210万7377円、収入済額(Cの欄)5378億8398万927円、うち過誤納金1億1493万4594円、不納欠損額(Dの欄)1億9196万9196円、収入未済額(Eの欄)21億1109万1848円となっております。

調定額に対する収入済額の割合である収入比率は99.6%となっております。

なお、説明資料の右端の欄に沖縄県歳入歳出決算書のページを記載しておりますので御参照ください。

2ページをごらんください。

続いて、総務部所管の歳出総額について、御説明申し上げます。

予算現額(Aの欄)2244億7650万5000円に対し、支出済額(Bの欄)2226億4370万4364円、翌年度繰越額(Cの欄)5億1800万円、不用額13億1480万636円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合である執行率は99.2%となっております。

次に、会計ごとの歳入歳出決算について御説明申し上げます。

3ページをごらんください。

一般会計の歳入決算の概要について御説明申し上げます。

総務部所管として、予算現額(Aの欄)4641億1681万4771円、調定額(Bの欄)4597億1358万8753円、収入済額(Cの欄)4575億3924万91円、うち過誤納金1億1493万4594円、不納欠損額(Dの欄)1億9196万9196円、収入未済額(Eの欄)20億9731万4060円、収入比率は、99.5%となっております。

収入済額4575億3924万91円の主なものは、2行下の(款)県税1155億6324万8601円、5ページの下から4行目の(款)地方交付税2103億8279万3000円です。

戻りまして3ページをごらんください。

収入済額の中の過誤納金1億1493万4594円の主なものは、2行下の(款)県税1億1449万6107円です。

過誤納金の主な理由としては、県税に係る減額更正等による過誤納で、出納整理期間中に還付処理ができない分です。

なお、平成28年度で還付処理いたしました。

不納欠損額 1億9196万9196円の主なものは、2行下の(款) 県税 1億7854万5201円であります。

その主なものは、(項) 県民税、(項) 事業税、(項) 不動産取得税、(項) 自動車税となっております。

不納欠損の理由としては、滞納者の所在不明、滞納処分できる財産がないこと等により、地方税法に基づき不納欠損の処理をしたものです。

収入未済額20億9731万4060円について御説明申し上げます。

2行下の(款) 県税の収入未済額19億5577万7006円の主なものは、(項) 県民税、(項) 事業税、(項) 不動産取得税、(項) 自動車税となっております。

その主な要因としては、失業、病気等による経済的理由によるもの、法人の経営不振による資金難、倒産による滞納などによるものであります。

7ページをごらんください。

1行目の(款) 財産収入の収入未済額5605万301円は、(項) 財産運用収入の(目) 財産貸付収入で、その主な要因は、借地人の病気や経営不振、生活苦等の経済的理由によるもの等であります。

8ページをごらんください。

1行目の(款) 諸収入の収入未済額8548万6753円の主なものは、(項) 延滞金、加算金及び過料の(目) 加算金、及び(項) 雑入の(目) 違約金及び延納利息に係るもので、その主な要因は、法人の経営不振による資金難、倒産による滞納などによるものであります。

10ページをごらんください。

一般会計の歳出決算の概要について御説明申し上げます。

総務部所管として、予算現額(Aの欄) 1440億3093万4000円に対し、支出済額(Bの欄) 1424億3667万809円、翌年度繰越額(Cの欄) 5億1800万円、不用額10億7626万3191円、執行率は98.9%となっております。

翌年度繰越額は、(款) 総務費で5億1800万円となっております。

翌年度繰越額の主な理由は、庁舎維持管理に係る中央監視設備等の更新で、既存設備との整合性の確認及び機器製作に4カ月を要するなど設計調整のおくれが生じたこと等により、年度内完了が困難になったためであります。

不用額10億7626万3191円について、その主なものを御説明申し上げます。

2行下の(款) 総務費の不用額6億808万7716円は、主に(目) 人事管理費の定年前早期退職者数の減による退職手当の執行残や(目) 諸費の私立学校等教

育振興費の国庫補助金の交付額が見込みを下回ったこと等によるものであります。

11ページをごらんください。

1行目の(款) 公債費の不用額1億356万9690円は、主に借入利率が当初見込んでいた利率を下回ったことによる利子の不用であります。

7行目の(款) 諸支出金の不用額2億1294万9785円は、主に(項) 自動車取得税交付金や(項) 株式等譲渡所得割交付金の不用であります。

13ページをごらんください。

1行目の(款) 予備費の不用額1億5165万6000円は、年度内の緊急支出に充用したものの残額でございます。

以上が、平成27年度一般会計における総務部の決算概要でございます。

引き続き、特別会計の決算概要について御説明申し上げます。

14ページをごらんください。

所有者不明土地管理特別会計について御説明申し上げます。

当会計は、所有者不明の土地を県が管理するための特別会計であります。

まず、歳入決算の概要について御説明申し上げます。

予算現額(Aの欄) 3億4297万4000円、調定額(Bの欄) 3億1911万5880円、収入済額(Cの欄) 3億533万8092円、収入未済額(Eの欄) 1377万7788円となっております。

収入未済額1377万7788円は、主に、4行下の(目) 財産貸付収入969万7510円で、借地人等の経済的理由等による滞納額であります。

15ページをごらんください。

次に、歳出決算の概要について御説明申し上げます。

予算現額(Aの欄) 3億4297万4000円に対し、支出済額(Bの欄) 1億6763万811円、不用額1億7534万3189円となっております。

不用額の主なものは、予備費であります。

16ページをごらんください。

公債管理特別会計について御説明申し上げます。

当会計は、公債費を一般会計と区別して管理するための特別会計であります。

まず、歳入決算の概要について御説明申し上げます。

予算現額(Aの欄) 801億259万7000円、調定額(Bの欄) 及び収入済額(Cの欄) は同額で、800億3940万2744円となっております。

17ページをごらんください。

次に、歳出決算の概要について御説明申し上げます。

予算現額（Aの欄）801億259万7000円に対し、支出済額（Bの欄）800億3940万2744円、不用額6319万4256円となっております。

不用額の主なものは（目）利子で、借入利率が当初見込んでいた利率を下回ったことによって生じた利子の減による不用であります。

以上が、総務部所管一般会計及び特別会計の平成27年度歳入歳出決算の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

**○渡久地修委員長** 総務部長の説明は終わりました。

次に、警察本部長から公安委員会関係決算の概要の説明を求めます。

池田克史警察本部長。

**○池田克史警察本部長** 公安委員会所管の決算の概要については、お手元にお配りしております平成27年歳入歳出決算説明資料に基づき御説明いたします。

まず、決算概要の説明に先立ちまして、申しわけないですが、主要施策の成果に関する報告書の訂正について御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の336ページの暴力団総合対策ですが、その一番下、下から2番目の行のところ、暴力団の関係で、行政命令により遮断した資金、事業の効果で、同命令により約230万円の暴力団資金を遮断とありますが、正しくは約330万円でございます。100万円の違いがございます。

申しわけございませんが、訂正をお願いします。

では、概要に戻りたいと思います。

説明資料の1ページをお開きください。

歳入決算について御説明いたします。

公安委員会所管の歳入決算の総額は、予算現額13億922万4000円に対しまして、調定額は13億4307万4523円、収入済額が13億2782万7523円、不納欠損額は318万1000円、収入未済額は1206万6000円、調定額に対する収入率は98.9%となっております。

収入未済額、不納欠損額はともに（款）諸収入における（目）過料であります。（目）過料は放置駐車違反車両の使用者に対する放置違反金であります。

不納欠損の理由といたしまして、滞納者の所在不明、滞納処分できる財産がないなどの理由により、地方税法に基づき不納欠損の処理をしたものであります。

以下、各（款）ごとに順次御説明いたします。

まず、（款）使用料及び手数料ですが、収入済額は1766万965円であります。

2行下に（目）警察使用料とありますが、これは、警察本部庁舎等の行政財産の使用許可に伴う土地使用料と建物使用料であります。

予算現額255万6000円に対しまして調定額、収入済額ともに259万2665円となっております。

次に2行下の（目）警察手数料であります。これは、那覇市内と沖縄市内に設置しておりますパーキングメーター及びパーキングチケット発給設備の作動手数料であります。

予算現額1826万8000円に対しまして調定額、収入済額ともに1506万8300円となっております。

続いて中ほどの行の（款）国庫支出金の収入済額は、9億4320万7106円であります。

2行下の（目）警察費国庫補助金であります。これは、警察活動及び警察施設、交通安全施設の整備に対する国庫補助金並びに交付金であります。

予算現額9億6138万円に対しまして、調定額、収入済額ともに9億4320万7106円となっております。

続いて、2行下の（款）財産収入の収入済額は6943万1326円であります。

2行下の（目）財産貸付収入は、警察官待機宿舎貸付料及び自動販売機設置に伴う土地、建物貸付料であります。

予算現額5865万7000円に対しまして、調定額、収入済額ともに6277万3982円となっております。

続きまして、（目）物品売払収入であります。これは廃棄車両などの物品の不用決定に伴う売り払い収入で、予算現額8万5000円に対しまして、調定額、収入済額ともに7万2584円となっております。

説明資料の2ページをお開きください。

（款）諸収入であります。収入済額は、2億9752万8126円あります。

2行下の（目）延滞金であります。これは放置違反金の滞納に対する延滞金でありまして、予算現額62万6000円に対しまして、調定額、収入済額ともに14万9830円となっております。

さらに1行下の（目）過料であります。これは、さきに説明いたしました放置駐車違反の車両使用者が納付する放置違反金であります。

予算現額1億784万5000円に対しまして、調定額は1億4145万6000円、収入済額は1億2620万9000円、不納欠損額は318万1000円、収入未済額が1206万6000円あります。

続いて2行下になります。（目）弁償金ありますが、これは被留置者に要する経費で、法務省及び厚生労働省が負担をする弁償金と、交通切符などの作成費用に関する協定に基づく那覇地方裁判所及び那

覇地方検察庁の負担費用の弁償金であります。

予算現額5467万6000円に対しまして、調定額、収入済額ともに6058万3190円となっております。

その1行下の(目)違約金及び延納利息であります。これは、物品購入契約等について、契約の履行遅滞に伴い違約金を徴収したものであります。

調定額、収入済額ともに4万2055円となっております。

続いて、(目)雑入ですが、これは県帰属物件となった拾得物の売り払い代、駐車違反車両移動費等であります。

予算現額1億513万1000円に対しまして、調定額、収入済額ともに1億1054万4051円となっております。

以上が、平成27年度一般会計公安委員会所管の歳入決算の状況であります。

次に、歳出決算について御説明いたします。

説明資料の3ページをお開きください。

(款)警察費の歳出決算は、予算現額328億376万9000円に対しまして、支出済額は324億5034万1934円、翌年度繰越額は9689万5000円、不用額は2億5653万2066円、執行率は98.9%となっております。

以下、各(項)ごとに説明いたします。

最初に(項)警察管理費ですが、予算現額が297億8247万6000円、支出済額は295億8111万1713円、不用額は1億7726万9287円となっており、執行率は99.3%となっております。

(項)警察管理費における翌年度繰越額について御説明いたします。

中ほどの行の(目)警察施設費の翌年度繰越額について御説明いたします。

翌年度繰越額2409万5000円については、那覇警察署石嶺交番建設工事に係るもので、工事計画調整等に当初見込みより時間を要したことなどにより、翌年度に繰り越したものであります。

次に、(項)警察管理費における主な不用額について御説明いたします。

初めに、(目)警察本部費の不用額1億3924万3740円は、主に(節)職員手当等でありまして、退職手当等の実績が当初見込みを下回ったことによるものであります。

(目)装備費の不用額2170万6496円は、主に(節)需用費でありまして、警察用車両の燃料費等に要する経費が当初見込みを下回ったことによるものであります。

(目)警察施設費の不用額997万7547円は、主に(節)委託料でありまして、警察庁舎等工事設計委託業務の入札残等によるものであります。

(目)運転免許費の不用額578万2157円は、主に(節)需用費でありまして、講習用教本の入札残等によるものであります。

続いて、(項)警察活動費について御説明いたします。

予算現額が30億2129万3000円に対しまして、支出済額は、28億6923万221円、不用額は、7926万2779円となっており、執行率は95.0%であります。

(項)警察活動費における翌年度繰越額について御説明いたします。

最後の行の(目)交通指導取締費の翌年度繰越額7280万円については、信号機等の交通安全施設整備費でありまして、国の2月補正予算関連事業により平成28年2月補正予算で措置されたもので、年度内執行ができないため繰り越しております。

次に、(項)警察活動費の不用額について御説明いたします。

(目)一般警察活動費の不用額594万568円は、主に(節)役務費でありまして、加入電話回線使用料等が当初見込みを下回ったことによるものであります。

続いて(目)刑事警察費の不用額2765万5465円は、主に(節)旅費でありまして、格安航空券等の利用による節減効果等によるものであります。

(目)交通指導取締費の不用額4566万6746円は、主に(節)工事請負費でありまして、交通安全施設整備工事の入札残等によるものであります。

以上が、平成27年度一般会計歳出決算状況であります。

なお、特別会計の歳入歳出についてはございません。

以上で、公安委員会所管の平成27年度一般会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

**○渡久地修委員長** 警察本部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項(常任委員会に対する調査依頼について)(平成28年10月12日議会運営委員会決定)に従って行うことにいたします。

要調査事項を提起しようとする委員は、提起の際にその旨を発言するものとし、明10月18日、当委員会の質疑終了後に改めて、要調査事項とする理由の説明を求めることといたします。

その後、決算特別委員会における調査の必要性についての意見交換や要調査事項及び特記事項の整理

を行った上で、決算特別委員会に報告することといたします。

当該意見交換において、要調査事項として報告することに反対の意見が述べられた場合には、その意見もあわせて決算特別委員会に報告いたします。

要調査事項は、決算特別委員会でさらに調査が必要とされる事項を想定しております。

また、特記事項は、議案に対する附帯決議のような事項や要調査事項としては報告しないと決定した事項を想定しており、これについても質疑終了後、意見交換等を予定しておりますので、御留意願います。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会に準じて、譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する決算事項でありますので、十分御留意願います。

なお、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うこととしたいと存じますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をお願いいたします。

さらに、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

花城大輔委員。

○花城大輔委員 よろしくお願ひいたします。

まずは、主要施策の成果に関する報告書の2ページから、質疑させていただきます。

事業の実績の2番の普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関する第三者委員会の設立に当たって、改めて、この第三者委員会の設立の内容をお聞かせいただきたいと思ひます。

○金城武総務部長 第三者委員会は普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認に関し、法律的な瑕疵の有無についての検証を目的として設置したものであります。

○花城大輔委員 今、公有水面埋立法に関する埋立承認の瑕疵にかかわるというような答弁がありましたけれども、先日閉会した定例会の中で、うちの末

松議員の質問、なぜ辺野古では第三者委員会を活用して那覇空港では使わなかったかという質問に対して、知事公室長は辺野古は新しくつくる滑走路だと。那覇空港はもともと滑走路があって、そこにもう一つつくるのだという答弁でしたけれども、今の第三者委員会の設立の内容とは大幅に違っているのではないのでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 委員から直接その部分だけを御指摘されますと、違うのではないかということですが、基本的には前提がございます。

まず、公有水面埋立承認手続に関して委員会を設置したのは、そのとおりでございます。前知事が行った埋立承認につきましても、環境生活部から、生活環境、そして自然環境の保全についての懸念が払拭されないという指摘がございました。そのような指摘がなされたのですが、そのまま埋立承認がされたということで、この点につきまして県議会においても、さまざまな質疑があったものと承知してございます。県民からも疑問の声があったという中で、県は第三者委員会を設置しまして、埋立承認の法律的瑕疵の有無を検証していただいたということでございます。

一方で、那覇空港はどうかということ、意見はやはりあり、改善の余地はあるということですが、面積的にも那覇空港が990万立米、一方で辺野古が2062万立米という形で規模も大分違ふと。そういった意味合いで、また既存の滑走路ということなども含めて、末松議員に対しての答弁になったということでございます。

○花城大輔委員 やはり公有水面埋立法の中の自然環境の保全という意味では、那覇空港も一緒と思うわけですが。加えて、離島も含めた滑走路は全てそうではないかということにも疑義が残るわけですが。今のところは、非常に政治的な判断が残るところだと思いますので、私は要調査事項として知事の出席を求めたいと思ひます。理由は明日でいいですね。

あと、第三者委員会を設置したことによって、実質、承認取り消しに踏み切って、幾つかの裁判を起こしたわけでありませう。この裁判にかかった平成27年度の総費用は幾らになっているのでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 平成27年度に支出しました、3つの裁判等もございましたので、トータルですが、訴訟にかかる費用の総額は5994万9797円となっております。

○花城大輔委員 この5994万円の費用をかけて、裁判を行って、途中の判決でありますけれども1つの結果が出たと。さらに延長して、これからも裁判が

ずっと続くのではないかという声もあるわけです。これをそのままずっとずっと続けていくと、税金がどんどん使われるわけです。今後の見通しというか、第三者委員会が判断した責任は問われるのかどうか、答弁をいただきたいです。

**○謝花喜一郎知事公室長** 今、福岡高等裁判所那覇支部判決を県は不服として上告しています。県の主張、正当性をしっかり高裁で説明させていただきませう。今、責任というお話がございましたが、高裁判決で、県の主張、立証を丁寧に最高裁判所に説明いたしたいと考えてございますので、今の時点で、責任云々ということは県として検討しておりませう。

**○花城大輔委員** まだ最後ではないので、そういう答弁もいいと思いますが、やはり第三者委員会の公平性、中立性は今後問われていくと思います。それは今後また求めていくところありますから、それも覚えていただきたいと思います。

また、先ほど5994万円の費用ということでありましたが、これは弁護士費用も入っていますか。

**○謝花喜一郎知事公室長** 入っております。

**○花城大輔委員** 続いて、ワシントン事務所の件です。

これは一般質問の中でもやらせていただきましたが、やはり一般質問を終えて、今現在、なかなか納得というところにはいかないところです。ワシントンコア社に6849万円を投じて、その成果をもってワシントン事務所全体の成果であるという言い方は、この費用の使われ方として、また現地に駐在員を置く必要があるのかどうかの根本的なところもあわせて、ワシントン事務所が必要なのかどうかも含めて、これからも精査が求められるというところありますけれども、これについて答弁ありますか。

**○謝花喜一郎知事公室長** 今、ワシントンコア社のものをそのまま成果としているというような発言もございましたが、役割分担を若干御説明させていただきたいと思います。

まず、ワシントンコア社の主な業務は2つあります。1つは、ワシントン事務所の家賃、電気代など、事務所の運営に係る運営事務を包括的にしていただいております。もう一つ、一番大きなものは、ワシントンコア社は、現地のワシントンDCの米国政策等に関するノウハウ、それからネットワークをお持ちでございます。そういったものを活用して、彼らが情報収集を行い、その情報を県に提供していただきまして、ワシントン駐在員の活動の後方支援を行うと。それから、いろいろアドバイスを受けて行うということで、そういったものを踏まえて、ワシン

トン駐在員が県としての施策等との整合性を図りながら、米国政策の働きかけを行って、県の情報を正確に現地に伝えると。そのように役割分担しているので、ワシントン事務所が全てをいろいろ行っているのではなくて、役割分担に基づいて行っておりますので、御理解いただければと思います。

**○花城大輔委員** これも今後、我々が納得できるようまで説明を求めていくところありますけれども、この第三者委員会もそうですけれども、ワシントン事務所も含めて、知事の政治姿勢がもたれていると思うのです。その中で、今月の10月3日に出された上告理由書を読んでいくと、やはり知事はヘリではなくて、オスプレイに反対ということや、いろいろな意見がここにあります。国を批判するコメントも多いですね。しかしながら、歓迎するという内容があったり、また、東村高江の新ヘリパッドについては反対の表明もしないということで、私は改めて知事がしっかりと政治姿勢を説明する場所が必要だと思いますので、これについても要調査事項として、出席を求めたいと思います。

**○渡久地修委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、渡久地委員長から要調査事項の確認があり、花城委員からワシントン事務所設置に係る知事の政治姿勢について提起したいとの説明があった。)

**○渡久地修委員長** 再開いたします。

花城大輔委員。

**○花城大輔委員** 続いて、1ページ戻って、これは最初にお伝えしていないので、できる範囲で答えていただければと思いますけれども、非常に分厚い資料の県の防災大綱がありますね。これは地震、台風、火事、そのほかもろもろ全ての災害を想定してつくっているものであると聞いてますし、また、それに対する対応も細かく網羅されていると聞いております。その中でこの救援物資等の問題を含めて、今、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律—国民保護法というものがあります。全国でこれに基づいて、たくさんの計画をつくって、住民が移動するわけですが、何かあったときの住民の移動の方法にあわせて、しっかりと物資についても確保できているのか、またそのような考え方が県の中にあるのかどうかを確認させてもらいたいと思います。

**○渡久地修委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、知事公室長から防災計画と国民保護計画における備蓄について整理して、後ほど答弁したい旨申し出があり、了承さ

れた。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

花城大輔委員。

○花城大輔委員 災害が起こったときの避難場所、避難経路等があると思いますが、先ほども言ったように、そのときの物資の確保もされていると思います。ただ、国民保護法のような大規模な県民の移動があった場合に、その動きに合わせて、3日分の飲食とかが確保できる準備ができているのかということを確認したわけですが、これはまた後ほど聞かせていただければと思います。

加えて、4ページの不発弾等対策事業の件です。

これは、実際の自衛隊の不発弾処理隊がやっている仕事とされていて、県からの予算がついているとわかっていない人も多いと思います。これを簡単に説明できたらお願いします。

○謝花喜一郎知事公室長 実際の処理自体は、自衛隊の方にやっていただいています。不発弾等処理事業は、県内で発見された不発弾の早期発見といいますか、早期処理につなげるということをやっています。6つの事業があります。

1つは、不発弾等処理の工事で、面積100平米以内の埋没情報箇所において、不発弾の探査・発掘を行う事業となっています。昭和50年度から開始しています。

2つ目は、広域探査発掘加速化事業で、面積100平米を超える埋没情報箇所において、探査・発掘を行う事業でございます。平成元年度から開始してございます。

3つ目は、不発弾等保安管理等事業で、不発弾等を一時保管するための県不発弾保管庫の警備等維持管理を行う事業です。

4つ目は、市町村磁気探査支援事業。市町村の単独公共工事に係る不発弾等探査費を補助する事業となっています。平成14年度に事業を開始してございます。

5つ目は、市町村特定処理支援事業。不発弾等の現場における安全化処理等に要する経費を補助する事業で、平成21年度から事業を行っています。

最後の6つ目は、住宅等開発磁気探査支援事業。民間における住宅等の開発箇所における不発弾等探査費を補助する事業で、平成25年から県事業に変更して、実施しています。

○花城大輔委員 わかればいいですが、1回当たりの不発弾処理、何トン爆弾とかいうことでも変わってくると思いますけれども、1回当たり幾らくらいかかりますか。

○知念弘光防災危機管理課長 不発弾の処理につきましては、特定処理支援事業ということで、市町村に補助を行っております。平成27年度が13市町村で不発弾の処理が実施されておまして、30件になっています。平成27年度の1件当たり平均約100万円で処理がされております。

○花城大輔委員 続いて、総務部長にお願いします。

沖縄県歳入歳出決算審査意見書の5ページの事業執行についてというところから、質疑させていただきます。

この意見書の中でも、一般会計並びに特別会計の執行率が昨年度より上がっていて、評価する旨のコメントが載せられています。

これは前回の一般質問の中でも、私も含めて何名かの議員が総務部長に質問させていただいておりますが、執行率が上がっていますが、不用額が出ていることに対して、次年度の予算が下がっていることとの関連については、総務部長は非常に抵抗をされていたように覚えていますが、改めてその部分について答弁をお願いしていいですか。

○金城武総務部長 沖縄振興一括交付金の執行率については、県としても、課題として受けとめて、改善に取り組んできたところがございます。そういう中で、執行率が年々改善してきている中で、平成29年度概算要求額が減額されたことについては、県として残念に思うところがございます。その減額の理由が、繰越率の高さ、そして不用が生じていることとされておりまして、その内容について県としては納得できない点もあるということで、内閣府にもその旨、意見を申し上げてきたところでございます。

○花城大輔委員 今も納得できないという答弁がありましたけれども、疑義があるとか、いろいろありました。私は一般質問が終わってから、後々そのシーンを思い浮かべるときに、ひょっとしたら、総務部長は職員が頑張っている姿を目の当たりにして、その部分で抵抗していたのかなと思ったわけですが、けさの新聞を見ると、政治的な判断がそこに加わったから、総務部が頑張って執行率を上げたにもかかわらず、減額されたのではないかという記事がありました。

実際、総務部長、そのところは どう思っていますか。

○金城武総務部長 我々としては、今の疑義を含めて、納得できない部分を具体的に申し上げます。

まず、繰り越しを理由としての1点目です。

繰り越しというのは、もともと2カ年にわたる事業を円滑に進める目的の制度でございます。要する



に繰越予算は翌年度にまた執行されて、これも当然沖縄振興に役立てられておりました、そういう中で繰り越しを理由とする減額というのはどうなのかということが、まず1点目です。

それからまた不用額です。

不用というのはどうしても入札に伴う執行残、あるいは経費の節減努力により、一定程度発生する性質のものでありまして、これについては他県との比較等もない状況の中で、不用額を全額削減しているところも疑問があるということでございます。

そういうことを内閣府と意見交換で申し上げてきたところでございます。

**○花城大輔委員** もし、本当に執行率を上げていく過程の中での努力があって、今回の数字にあらわれたのであれば、私は知事はしっかりそれを守るためにも、予算の満額獲得に対して、やっていくことが最低限のリーダーの仕事だと考えます。しかも、今の答弁も含めて、新聞報道を鑑みると政治的背景がそこにあるかどうかということを、私は知事に答弁してもらいたいと思います。そこら辺の部分についても要調査事項として、知事に出席を求めたいと思っています。これについて何かコメントありますか。

**○金城武総務部長** 要するに沖縄振興、原点を考えれば、もともと沖縄振興特別措置法があり、それに基づいて、沖縄振興が進められているわけですので、我々としては、そこをしっかりと説明し、理解を得ながら、沖縄振興に取り組んでまいりたいと考えております。

**○渡久地修委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から保留していた花城委員の質疑に対する答弁を行うよう指示があった。)

**○渡久地修委員長** 再開いたします。

知念弘光防災危機管理課長。

**○知念弘光防災危機管理課長** 災害時の備蓄につきましては、地域防災計画というのがございます、それに基づいて行っています。基本的に市町村で地域防災計画に基づき備蓄を行っていますが、県も市町村も補完する形で東日本大震災以降備蓄を行っておりまして、人口の約5%が被災したという前提で行っております。備蓄につきましては、乾パン、飲料水の2種類を行っておりまして、乾パンにつきましては、平成26年4月1日に現在で8万9600食、飲料水は平成26年4月1日現在は4万リットルを保管している状況でございます。基本的に、2分の1を備蓄といたしまして、そのほかにはスーパーやコンビニエンスストアと協定を締結しておりまして、災害

時にはそのスーパーとか、コンビニから在庫商品を提供しておりまして、そういった物を拠出させていただくことで協定を結んでおります。

国民保護につきましては、国民保護法第34条の規定に基づきまして、県の国民保護計画というのを作成しておりますが、それにつきましては、防災の備蓄に準じて、そういう形で準備をしていくということになると思います。

**○渡久地修委員長** 又吉清義委員。

**○又吉清義委員** 先ほど花城大輔委員からありましたが、もう少し中身を説明していただきたいと思えます。

裁判費用についてですが、今まで3回、5900万円かかったということで、これについて、弁護士費用、そして裁判費用、1回目、2回目、3回目についてもどうだったのか、もう少し詳しく内訳を説明していただけないか。

**○謝花喜一郎知事公室長** まず内訳ですが、弁護士費用が5338万6419円。いろいろな陳述書・意見書の作成料が280万8000円です。それから、専門分野、行政法の先生とか、環境分野の専門家との面談にかかる旅費が370万3170円です。裁判費用ということで御理解いただけるとは思いますが、訴状等に貼付する印紙代が2万8000円、証拠書類等の送付費用が2万4208円です。合計5994万9797円となっております。

3つの訴訟ごとの内訳を申し上げます。代執行訴訟の弁護士委託料ですが、1439万4240円です。抗告訴訟の弁護士委託料が916万2720円です。関与取り消し訴訟が532万2240円となっております。弁護士委託料の合計は2887万9200円となっております。また、陳述書・意見書作成料の代執行訴訟が248万4000円です。抗告訴訟が32万4000円です。関与取り消し訴訟はゼロ円です。合計280万8000円となっております。旅費等は3つが混在してございまして、299万6020円となっております。

**○又吉清義委員** メモをしていましたが、間に合わなかったのが、資料としていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

**○謝花喜一郎知事公室長** はい。

**○又吉清義委員** そこでもう一つお伺いしますが、今、裁判費用について、皆さんの平成27年度予算の中身を見ていますが、何(款)、何(項)を見ればよいのかさっぱりわからないものですから、これはどこをどう見ればわかるのか。平成27年度の知事公室だけの予算書がありますよね。これを見ているのですが、裁判費用の項目が一切出てこないのです。弁護士費用も出てこないのです。項目はそういった費用

で出ていないと思いますが、まず何という項目で計上されているか、何（款）、何（項）になるのか、そこだけを少し説明していただけますか。

○金城典和辺野古新基地建設問題対策課長 辺野古関係の裁判費用については、平成28年度に裁判が起るかどうか、それ自体はわからないということで、平成28年度予算には裁判関係の費用については計上しておりません。

○又吉清義委員 今は平成27年度決算なので、平成27年度でお願いします。

○金城典和辺野古新基地建設問題対策課長 平成27年度の裁判費用についてお答えします。平成27年度については、私たち辺野古新基地建設問題対策課については、平成27年6月に設置しております。そこで、当初予算には、裁判費用については計上はしておりませんでした。そこで、沖縄県全体の裁判費用につきましては、一部、総務私学課でまとめて計上しているお金があります。そのお金を私たちに分任する形で一応予算をつくっている状況です。

○又吉清義委員 少し理解しづらいです。要するに、当初の皆さんが出した知事公室の新年度予算には一切入っていないと。ということは、後で補正を組んだのか、他から流用しているのかどうか。その辺がわかりづらいのですが。

○宮城嗣吉総務私学課長 訴訟費用に関して、具体的な事件において、あらかじめ被告となることを想定することが困難ということで、訴訟を総括する総務部において、一定の枠ということで、法制費の中に一定の枠を確保していました。平成27年度においては、その額が約2000万円弱ほどあるのですが、そのうちの1439万4000円ですね、その分を総務部から知事公室に分任という形で措置したところですよ。

○又吉清義委員 もう少し丁寧にできませんか。裁判費用だけで1回、2回、3回で5900万円以上もかかったのだから、総務部から1900万円取っても足りないですよ。

どこから何項目が出たかを知りたいというだけです。決算しようとして見てもわからないのです。

○金城典和辺野古新基地建設問題対策課長 訴訟については、3件ございました。その中で代執行訴訟、その裁判費用については、1400万円近く執行しておりますけれども、それについては総務私学課から分任ということで予算をいただいています。

あと2点についてですが、抗告訴訟については、決算額916万2000円ほどございます。これにつきましては、昨年度の11月補正予算で手当てをしています。

それ以外に関与取り消し訴訟がありましたけれども、約530万円近くございます。これにつきましては、既決予算内、その中の委託料を集めて執行したと、そのような状況になります。

○又吉清義委員 今、聞いても、皆さんはこれは十分に答えませんので、実際5900万円のいろいろな費用が出ております。弁護士費用、資料代そして旅費、訴状代、代執行代、抗告訴訟代、関与取り消し訴訟代とか出ております。これが6000万円近く出ております。これについて、どの部から何（款）、何（項）から出たのか、資料として作成してぜひ出してください。聞いていますが、さっぱりわからないものですから、それをお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 承りました。後ほど提出します。

○又吉清義委員 先ほど花城委員からもありましたが、今回、10月3日に上告をしているとのことですが、非常に気になるのは、せっかく和解条項9項があります。この和解条項9項について、本当に皆さんがどのような姿勢なのか。これを守るのか守らないのか。和解条項は和解条項で、あらゆる手段を駆使して阻止していくと。その意味が何を意味するのかさっぱりわからないので、和解条項の解釈の仕方と知事があらゆる手段を駆使して阻止するとの違いは何があるのか、もう少し詳しく説明していただけますか。

○謝花喜一郎知事公室長 和解条項はまず有効に成立していると思っております。

和解条項の書き方ですが、まず、9項は原告及び利害関係人と被告は是正の指示の取り消し訴訟判決確定後は、直ちに同判決に従いというようにいろいろ書いているわけですが、是正の指示の取り消し訴訟判決というのは、なくなっているわけです。県が是正の指示の取り消し訴訟を行ったので、県は協議したいと言ったわけですが、国、県が行わなかったのですから、国が県の不作為による違法確認訴訟を出したわけでございます。ですから、この9項の事案ではなくなっているということが、1点ございます。

もう一つ、ただ、そうは言いながらも、双方確定判決に従うということがございますが、確定判決に従った場合に、県が余り敗訴を前提としたのは好ましくありませんが、もし負けた場合は、県は承認取り消しの取り消し—これが違法だと確認されるわけですから、承認取り消しを取り消します。これがまず、県が確定判決に従うという趣旨でございます。その

後にさまざまな、また公有水面埋立法とか、岩礁破砕とか、いろいろな関係の手続が出てまいりますけれども、それにつきましては行政の手続に、関係法令に基づいて、適正に行いますと。そういうことを話しているだけでございます。

○又吉清義委員 非常になかなか解釈がどこにとつたらいいか難しいですね。

要するに、簡潔に申し上げますと、最高裁の判決に全て従うといった解釈でよろしいですね。

○謝花喜一郎知事公室長 確定判決に従うということは、もし、敗訴したら承認取り消しを取り消します。これは何度も答弁しているところでございます。その後の手続については、関係法令に基づいて、適正に対応します。これはある意味、行政として当然のことだと思っておりますので、何の問題はないと思っております。

○又吉清義委員 お互い裁判というのは公平公正で、しっかりと法律にのっとりた事項ですので、ぜひ、そういう趣旨で取り組んでもらいたいと思いません。

そこで、もう一つ、先ほどありましたワシントンDCの駐在員についてですが、皆さんの成果報告書を見た場合に、このように書いてます。「米国ワシントンDC駐在員を配置し、情報収集及び情報発信を行った」と。この結果を私たち、例えば県民並びに県議会への報告があったのか。何がどうなったのかと報告を聞いたことがないですが。駐在員から実際にそういう報告書も皆さんに届けられるのか、届けられないのか、それについてお伺いします。

○謝花喜一郎知事公室長 ワシントン事務所の活動成果、これは平成27年5月とことしの5月の知事訪米では、全く相手方の態度が変わっていたというのは、本会議でも御答弁させていただいたところです。それから、延べ190名余りの方々とも意見交換を行った。そういった成果につきましては、県のホームページにワシントン事務所駐在のホームページの箇所がございますので、それについて逐次、その中で報告させていただいております。

それから、また、米国民向けに沖縄県の考え方、それについてきっちり伝える必要があると。事件・事故とか、そういったものについても、きっちり県の考えを伝える必要があるということで、米国民向けの英語版の情報発信も今後11月からワシントン駐在の力を活用しまして、発信したいと思っております。

県としてワシントン駐在員の活動について、幅広く国内外に伝えていきたいというように考えており

ます。

○又吉清義委員 そういった逐次に伝えているということで、県のホームページに載っているということですが、済みません、見ていなくて。今、成果については、駐在員を派遣してこれを伝えることにより、例えば何がどう変わったか、二、三点ほど説明していただけないか。

○謝花喜一郎知事公室長 先ほど申し上げましたけれども、昨年5月の知事訪米では、国務省、国防総省、連邦議会議員、有識者と面談しましたが、沖縄の実情が十分伝わらないのか、最後の言葉は紋切り型に辺野古唯一というようなことしかなかったわけですが、ことしの5月には、和解等も3月にもありましたので、そういったこともる説明しましたら、沖縄の実情がよくわかったということで、いわゆる辺野古唯一という発言が、紋切り型の発言はなくなっていたということがまずございます。

それから190名余の方々とも意見交換を行っているということで、そういった中で、有識者の中には辺野古唯一以外の案も、彼らはB案と言っているようではありますけれども、そういったものを提案する意見も出ているということで、徐々にではありますけれども、沖縄県の考え方というものが米国の有識者等を中心に広まりつつあるのではないかと考えてございます。

いかにせん、発足してまだ1年少ししかたっていませんので、いろいろありましたけれども、これから徐々に加速化して、ワシントン駐在の活動を国内外に発信したいというように考えております。

○又吉清義委員 正直に言って今、8000万円近くの駐在員の活動事業費があります。この約6000万円近くは、ほとんど委託業務であります。ですから、それを考えた場合に、この駐在員を置く必要があるのかと非常に疑問点があるのです。そこで先ほど知事公室長は、役割分担があるということですが、この役割分担について、いまいち理解できないのですが、駐在員がいなくてできない分野ですね。この役割分担がいまいち見えてこないのです。このように費用をかけて、駐在員がいなければ、これは無理だよという分野は、どの部分があるのですか。

○謝花喜一郎知事公室長 先ほど委託業者と県の駐在員の役割分担をやりました。一言で言うと、委託業者は庶務管理、活動支援、それから情報提供、またその駐在員に対するアドバイス、そういったものを含めて、駐在員の方々には駐在員で情報収集を行います。

やはり現地の空気感というのも大変重要だという

ように考えてございますので、こういったことも踏まえて、沖縄の実情を現地から発信すると、いろいろな方々と常日ごろから意見交換を行いながらやると。そうしてまた、全体的に県の施策との整合を図った上で、効果的な発信も知事に訪米いただいで行うというような形で、やはり現地に駐在員がいなければ、なかなかそういったことはできないのではないかとということで、私どもは駐在員の必要性は十分にあると考えています。

**○又吉清義委員** 2点だけお尋ねしますが、これは今皆さんが組んでいる委託料の中で、例えば日米有識者ネットワーク運営支援が4000万円あります。これは、人はいなかったと思います。そして、なおかつまた、こういう予算もあります。沖縄ソフトパワー発信事業ということで、これも約5000万円組まれています。これも駐在員はいません。いなくても、こういう活動が毎年できるのに、あえてそこに設置する義務があるのかなど。日米有識者ネットワーク運営支援、これさえも4000万円ですよ。皆さんの予算計上で、トータルで9000万円の駐在員はいなくても、そういう事業を皆さんは、米国でやっているわけです。その辺がいまいち理解できないのですが、これはなぜですか。

**○渡久地修委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、又吉委員から答弁に時間を要するのであれば後ほど答弁するよう申し出があり、了承された。)

**○渡久地修委員長** 再開いたします。

又吉清義委員。

**○又吉清義委員** ぜひ、後でまとめて。継続事業ということで、この事業はずっとやっております。年間1億円もアメリカ本国で委託してやっていると。こんなすばらしい委託業務があるのに、あえてそれが必要かがわからないものですから。

次、総務部に移りたいのですが、総務部の特別会計があります。予算書にも載っております。

まず、平成27年度歳入歳出決算説明資料16ページ、公債管理特別会計とあります。この特別会計の決算の仕方を説明していただきたい。

特別会計で、一般会計から繰り入れをし、そこで余剰金が出たものに関しては、県としてどのような考え方をしておられるかということです。

**○宮城力財政課長** 特別会計の中には、例えば農業従事者に対する資金の貸し付け、その他母子寡婦に対する貸し付け等を行っている特会もあります。

これらについては剰余金が出た場合、翌年度の貸付原資に充てるということで、基本的には考えてい

ます。あるいは、土地造成事業なら、後年度の元利償還に充てる。そのように充てるのですけれども、ただ、特別会計に資金が滞留しないように後年度の事業計画も勘案して、必要に応じて、特会に繰り入れた際原資、例えば国庫支出金であれば国庫に償還する、一般財源であれば一般会計に償還する。そういった取り組みも行ってきているところです。

**○又吉清義委員** 私もそのようなことが、予算の理想的なものではないかと思えます。しかし、皆さんのことしの決算書の特別会計では、一般会計からの繰り入れで黒字、余剰金が出ているものは、1円も一般会計に繰り戻しはしないですよ。これが非常に不思議です。これは最近始まったのか。やはり今説明があったとおりが本来の筋ではないかと。その理由はどこにありますか。総務部としてそういう考えを持っているのですが、全ての特別会計、極端にいうと、一般会計からの繰り入れで78万円を入れて、余剰金が1億5000万円出ても1円も一般会計に繰り戻しがないと。これはほんの一例です。私は、これはおかしいのではないかと思えますが、いかがですか。

**○宮城力財政課長** 先ほど申し上げたとおり、後年度の事業計画も勘案した上で一般会計に繰り出す、戻すかどうかというのを判断します。

先ほど申し上げた農業改良資金においては、平成27年度決算で生じた繰越金、剰余金のうち、たしか1億5000万円程度を一般会計に繰り出す、一般会計に戻す、あるいは国庫支出金として国に償還するというものを平成28年度の当初予算で計上しているところです。

**○又吉清義委員** 平成28年度でどうのこうのと。今、皆さんの決算書にはこういうものが一般会計から繰り入れたものに対して、億単位が出ようが、幾ら出ようが、若干のものはもちろんわかります。一般会計に繰り戻すべきということと、もう一つ気になることは、基金への積み立てが1円もないと。本来であれば剰余金が出て、基金への積み立てを私はやるべきではないかと思えます。基金の積み立てもない、繰り出しもないということですが、皆さんの公債管理特別会計で非常に不思議なのが、本当にこの手法でいいのかなど。例えば、公債管理特別会計で歳出が約800億円出ます。その中で、この公債費を返すために、また県債として歳入に90億円を組んで、お金を借りたお金で返すと。これがあるべき姿かなと思えますが、これでいいのですか、皆さん。

**○宮城力財政課長** 今、委員がおっしゃった90億円というのは借換債でありまして、県債を起こすときは、いわゆる起債をする際には、必要な事業資金を

確保することが1点、あと起債で整備したインフラ、箱物の次世代の負担も含めた平準化を図るという意味もあります。そのため、起債の償還は、大体20年から30年で償還する予定としております。ただし、銀行の借入れの際は、基本的には10年単位で借入れれるものですから、一旦10年目で残額を全て返し、そして借りかえる。トータル20年で償還するという方法をとっております。そのため、単純に申しますと10年目に借換債が発生するという事になっております。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から保留していた又吉委員の質疑に対する答弁を行うよう指示があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

運天修参事兼基地対策課長。

○運天修参事兼基地対策課長 先ほど申し上げた事業、地域安全政策事業の中の情報収集・意見交換アレンジが決算でいきますと1874万8000円になっていきますが、これにつきましては、知事が訪米した際のいろいろな移動、活動に係る経費の負担、それからその準備等を行っております。そのほか、昨年でしたら、記者会見をやったり、そういったセッティング等に使っております。そのほか、情報収集事業としまして、こちらの本庁から、テーマを委託業者に投げて、情報収集をしていただいていると。内容としましては、安全保障関連の米国での動き、そういったものについてテーマを決めて、お願いをしている事業でございます。

それからもう一つ、研究環境整備ということで、ジョージ・ワシントン大学の図書館に沖縄コレクションという図書の設置を行っております、それに関する経費が決算でいきますと1120万3000円ということになっております。

これは、米国内においても、沖縄の理解を深めていただくということで、沖縄の図書をジョージ・ワシントン大学に設置、図書スペースを設けまして、そこを拠点に米国内で沖縄の問題に関心のある方々にその図書の閲覧をしていただきまして、理解を深めていただくということを行っております。

もう一つお話があったソフトパワー、約5000万円ということですが、これは文化観光スポーツ部交流推進課で持っていますので、こちらでは、内容は差し控えさせていただきます。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長からワシントン事務所の必要性について答弁するよう指摘があっ

た。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

謝花喜一郎知事室長。

○謝花喜一郎知事公室長 参事兼基地対策課長からあったように、それぞれの事業の目的に基づいて、事業を展開しているということでございます。ワシントン駐在員は、本来、情報収集等を中心に積極的にFARAの登録などに基づいて、事業を行うと。それ以外のものについては今、説明がありましたような形で、より個別具体的に従前で行っていたもの、それから知事が訪米したときの対応などについて行っているということでございます。

○渡久地修委員長 中川京貴委員。

○中川京貴委員 ただいま、又吉委員からワシントン事務所の事業費について質疑が出ておまして、知事公室長はワシントンでできる仕事はワシントンで、また、知事部局でやることは知事部局でという答弁をしておりました。また、本会議においても、一般質問、代表質問で、そういった答弁がされていたと思います。そういった意味では、ぜひこのワシントンに駐在する方呼んで、成果のある、中身のある事業であるかも含めて我々は調査したいと思っております。ぜひ、知事の了解を取りつけて、呼んで、経過説明をさせていただきたい。

○謝花喜一郎知事公室長 ワシントンの職員は参事監を含め主幹もおりますが、知事公室長の私が一応管理者で、彼らについての指導監督等、旅行命令等は私で行ってございます。それから本会議等でもございましたが、こういった成果等については我々本庁サイドで丁寧に議員各位に、そしてまた県民に対しましてはホームページ等で、これからも情報発信の充実に努めてまいりたいと思っておりますので、そういったことで対応させていただければというように思っています。

○中川京貴委員 先ほども申し上げましたとおり、代表質問、一般質問であれだけ質問が出て、成果が出ている、出ていないの結果があらわれておりません。きょう、知事公室長は、仕事を分けてきっちりやっているという答弁しておりました。分けているなら分けている方から直接聞きたいので、この件については、知事も含めて、要調査事項として、委員長にお取り計らいをお願いします。

○渡久地修委員長 はい、後で協議しましょう。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 次、公安委員会について少し質疑させてください。

主要施策の成果に関する報告書の328ページの安心

・安全で快適な社会づくりの中で、事業名は犯罪被害者等の支援ということで、(1)のエで殺人事件等被害者に係る死体検案書の発行とあります。

この中で、現在の検死体制について聞かせてください。なぜなら、8年前、私が県議会に当選させていただいて以来、たしか私の記憶では検死体制が2人しかいなかったのではないかと。そういった意味では、これだけいろいろな事件・事故の中で、変死体も含めて、検死体制を強化しなければ、県民にとってよろしくないという質問をしたら、その後、たしか6名か7名に検死体制に強化したと思いますが、現在の検死体制について聞かせてください。

○**渡真利健良刑事部長** 捜査一課の中で検死室を設けておりまして、室長以下11名体制で対応させていただいております。

○**中川京貴委員** これまでの県警察の仕事には大変御尽力いただいて感謝申し上げますが、この検死体制をしっかりと強化しなければ、万が一見過ごしたときの犯罪、また、いろいろな事件・事故が解決できないと思っていますので、これからも検死体制を強化していただきたい。

それと、もう一つは331ページ。

この事業目的に県民の安全・安心を守るということで、いろいろあります。その中で職員費の非常勤職員報酬がありますが、それについて、少し説明いただきたいのは、これと、例えば嘱託職員を含め、地域で警察官以外の職員を採用して、ボランティア活動、PTA活動、皆さん方と一緒に地域の安全対策を持っているかと思いますが、その辺の説明をお願いします。

○**中島寛警務部長** 非常勤職員についての話がありましたので、お答えします。

警察官以外の非常勤職員、この方も県警察より委嘱したりして、勤務をしていただいております。多岐にわたっておりまして、例えば少年関係の対応に関しては少年補導職員とか、交番では交番相談員ですとか、あと、交通安全の教育指導員でありますとか、そういった分野で活躍していただいております。もちろん警察も限られた人員の中で、県民の安全・安心をしっかりと守る必要があるので、非常勤職員の方がさらに活躍していただけるよう、今後もしっかりと努めてまいります。

○**中川京貴委員** なぜその質疑をしたかというのと、やはり警察業務は限られた人数で厳しい業務だと思っていますが、非常勤職員を強化して、警察官は人事異動でかわります。地域からですね。その職員を強化して、地元との情報を共有して、地域活動に

努めていただきたいということで質疑しておりますので、この辺も継続して長く職員が働けるような雇用をつくっていただきたいと要望を申し上げます。

次に、総務部に質疑いたします。

第7次沖縄県行財政改革プランの進捗状況についてお伺いします。

○**金城武総務部長** まず、県政運営の基本はやはり住民福祉の増進に努める、そして最小の経費で最大な効果を上げるということであろうかと思えます。そのために県としては、第7次沖縄県行財政改革プランにおいて、定数管理の適正化、総務事務の効率化、県税収入の確保、それから未収金の解消など、29の実施項目に取り組んでいます。現プランにおける平成26年度から平成29年度の4年間を対象期間としておりますが、平成27年度における進捗は、29項目のうち26項目において、計画どおり、おおむね順調に進捗しております、その割合は89.7%となっております。

○**中川京貴委員** たしか平成29年度までの事業だと思えますが、執行できない残り3項目は、どのようなものが残っていますか。

○**金城武総務部長** おくれている3項目は、1つ目が公社等外郭団体への県関与の見直し、それから事務事業の見直し、そして3つ目が埋立事業による土地造成地の売却促進ということです。この3項目がおくれている項目でございます。

○**中川京貴委員** 今、いろいろな事業の見直し、外郭団体に出されている、そういった見直しもあると思います。主にどういった団体を今後行革していこうと考えているのですか。

○**真鳥洋企行政管理課長** 公社等外郭団体の行革の取り組みはいろいろございます。今回挙げている中には、例えば短期中長期計画、各公社が立てた計画ですね。それをつくってもらったり、また、契約内容を公表してもらうとか、公社の方向性について検討していただくとか、そういったさまざまなものがありまして、それをそれぞれ単年度ごとに各公社の計画に基づいて執行してもらっています。平成27年度については、その中で3団体がやっておくれているということです。あと残りの平成29年度までに、それぞれ公社が立てた事業については、そのまま目標達成できるように取り組んでいただくという予定にしております。

○**中川京貴委員** 確認しますけれども、公社は住宅供給公社、土地開発公社……、3団体は説明できますか。

○**真鳥洋企行政管理課長** 今の行政改革プランで対

象にしておりますのが、30団体ございます。そのうち、平成27年度の取り組みがややおけているのが5団体でして、御質疑のありました土地開発公社、住宅供給公社そちらも対象になっております。

○中川京貴委員 やはり行財政改革は避けて通れないと思っておりますし、仲井眞県政からも、一般質問で取り上げました。知事も行革は必要であると答弁しておりましたが、ただ、無理な行革が続くと、その関係者や職員に負担が及ぶと、これも確かにあると思っております。そういった意味では、きちっとした行財政改革と、また適材適所の職員の配置、意識の改革が必要だと思っておりますが、総務部長はどう思っていますか。

○金城武総務部長 行政改革、それは常に事業を見直し、時代にマッチしなければ、当然見直ししていくと、そういう視点でやっていく必要がある。そして、定数等、職員の配置等につきましても、当然に適正な配置、スクラップ・アンド・ビルドを基本として、適正な配置に今努めているところでございます。そういうことでしっかりと行革を今後も進めてまいりたいと考えております。

○中川京貴委員 第7次行財政改革が終わったら、翁長県政の中でも第8次行革を進める考えがあるのかなのか。

○金城武総務部長 これから具体的なものを検討していくことになっていきますけれども、基本的には次期行革プランも策定する方向でいきたいと考えております。

○中川京貴委員 沖縄県歳入歳出決算書の中で、使用料及び賃借料とあります。これも各部局、全般的にいつていると思っておりますが、タクシーチケットの使用状況についてお聞かせください。

○金城武総務部長 タクシーチケットの使用状況でございます。平成27年度の実績で1024万8000円ということでございます。

○中川京貴委員 たしか当初予算は1600万円が組まれていたと思っておりますが、どういったときにタクシーチケットが使われているか、具体的に説明できますか。

○宮城力財政課長 例えば、出納事務局物品管理課で車両の集中管理を行っていますが、これが全部貸し出しされて使えない場合にタクシーチケットを活用する場合があります。その他、深夜勤務の際に、バスで帰れない職員の負担軽減という意味も含めて、タクシーチケットを活用する場合があります。

○中川京貴委員 ちなみに県の職員はバスで帰る時間帯以外にも仕事をしているということで理解して

いいですか。

○宮城力財政課長 バスが運行していない時間帯まで業務することもあり得ます。

○中川京貴委員 総務部長、果たしてそれがいい職場でしょうか。

○金城武総務部長 当然、職員に過重な負担をかけるのは非常によくはないということで、我々も時間外の短縮に向けて、いろいろな取り組みを行っております。そういう意味で、ただ、翌日までにいろいろな形で対応しないといけない業務というのは、どうしても年間を通しますと出てくるという実態もございまして、そういう意味で、そのときには、やはりバスも運行していなければ、タクシーで帰宅してもらうこともあり得るということでございます。

○中川京貴委員 部長、ちなみにこれは、タクシーに乗って、領収書をもって申請するのですか。仕組みを教えてください。

○金城武総務部長 チケットがございまして、それを使用するときには、このチケットを持って、例えば、目的地、起点、終点、誰それが利用した、金額そういうことを記入して、これは運転手に渡す物と控えがあるわけです。控えは、職場に戻して管理をしていくということになります。

○中川京貴委員 ということは、平成27年度は1600万円のタクシーチケットを購入したと理解してよろしいですか。結果的には、執行は1000万円だったと理解していいですか。

○宮城力財政課長 1600万円の予算がありまして、1000万円を執行したと答弁しましたが、タクシーチケット半券を運転手に渡す、その後これを精算する。その額が1000万円です。チケットを渡して請求があれば執行する、そういう仕組みとなっております。

○中川京貴委員 やはり、総務部長、これは夜中11時半、12時過ぎて、日をまたいで業務することは、私には考えられないですが、それがいいような仕組みをつくらないと、今のままでは……。きっかけは、台風のとときにバスがとまってタクシーで帰るという話を聞いて、気づいたのですけれども、ぜひその辺を改善する必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

○金城武総務部長 やはり深夜勤務はどうしても職員の負担になって、健康問題、いろいろなことが出てまいりますので、職員の健康等いろいろ考えると、できるだけ、少なくともバスが運行している時間に帰れるような勤務体制を構築することが大事だと思っておりますので、それに向けて努力してまいりたいと考えております。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時20分再開

○渡久地修委員長 再開いたします。

質疑を行う前に又吉委員から発言の申し出がありますので、これを認めます。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 先ほど、裁判費用につきまして誤解を招くような、

私が発言していますので、これを撤回しますので、委員長をもってよろしくお願いします。

○渡久地修委員長 午前に引き続き質疑を行います。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 執行部の皆さん、午前中の答弁御苦労さまでした。私の前の3名の会派の皆さんが質疑して、ワシントンに関してはほとんど質疑が出て、バッティングするところもあるのですが、なるべく重複しないように1点だけ確認をします。

この8項目はカットして、そのワシントン事務所の業務内容、あるいは人事、予算、そのことの透明性、可視化をぜひやっていただくために、平安山所長の参考人招致という形で、要調査事項に入れていただきたい。このことだけをまず主要施策の成果に関する報告書2ページの地域安全政策事業の中の質疑として、また要請にかえたいと思います。

次に、SACOの合意事項であります。これはもう20年たって本県の大きな基地問題のネックになっているわけですから、その平成24年4月、あるいは平成25年の同じく4月の嘉手納飛行場以南の返還、あるいは9000人の在沖海兵隊の移設等含めて、その進捗状況についてまずは教えてください。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から仲田委員に対し、一度質疑を行った後、要調査事項の提起を行うよう指示があった。)

○渡久地修委員長 再開いたします。

運天修参事兼基地対策課長。

○運天修参事兼基地対策課長 まずSACO最終報告についてですが、普天間飛行場全部の返還というのがございますが、これは米軍再編に引き継がれておまして、その中でSACOのときもありましたが、KC130空中給油機への岩国飛行場への移駐というのが既に終了しております。

それから、北部訓練場の過半の返還、約3987ヘクタール。これにつきましては、まだ代替ヘリパッドの提供、残余地区への移設というのが終了していませんので、まだ実現していません。

それから、安波訓練場の全部の返還、これは共同使用の解除ですが、平成10年12月に返還が実現しております。

それから、ギンバル訓練場につきましては、平成23年7月に返還が実施されております。

楚辺通信所につきましては、平成18年12月に返還されております。

読谷補助飛行場につきましては、平成18年12月に返還が終了しております。

それから、キャンプ桑江の北側部分の38ヘクタールにつきましては、平成15年3月に終了しております。

それから、瀬名波通信施設につきましては、平成18年9月に返還されております。

牧港補給地区の部分ですが、SACOでは3ヘクタールの返還というのがございましたが、これが昨年度、また国道58号に面した部分の3ヘクタールの返還合意はされております。返還に向けて、今、作業が進められております。

那覇港湾施設につきましては、現時点でまだ実現していません。

平成18年の米軍再編に基づく統合計画につきましては、平成25年4月に日米間で合意されていますが、その中で牧港補給地区の北側進入路が約1ヘクタール、それからキャンプ瑞慶覧の西普天間地区51ヘクタールが平成27年3月末に返還。そのほか平成25年7月には牧港補給地区の第5ゲート付近の2ヘクタール、それから9月にはキャンプ瑞慶覧の技術部地区内の一部及び白比川沿岸区域の11ヘクタールが返還合意されております。

あとは、牧港補給地区の移設先としまして、トリイ通信施設、それから嘉手納弾薬庫地区移設に係るマスタープランが合意されているという状況でございます。

○仲田弘毅委員 知事公室長、この20年間、SACOの合意の後、再編の中でも随分、ある程度の成果を見てきたというように考えているわけですが、いかがでしょうか。

○謝花喜一郎知事公室長 やはり、今、基地対策課長からありましたように、KC130の岩国飛行場への移転とか、ギンバル訓練場の返還、そういったものについては、着実に実現していると思います。ただやはり、町なかの中心地にある普天間飛行場等については移設が条件ということもあって、まだ実現していないということでございますけれども、県としてのスタンスは、SACOの合意事案は、普天間飛行場の辺野古への移設は別ですが、基本的にはSA



COの合意事案は着実に進めていきたいと考えております。

**○仲田弘毅委員** これは相手があつての交渉ですから、やはり認めるところはしっかり認めて、次に進む第一歩にしていけないと。今現在の知事の発言では、全国では0.6%しかない本県において、74%の専有施設があると。このことを訴えて、何の進展もない。ましてや今回、ヤンバルの北部訓練場、この約4000ヘクタールの返還。これは菅官房長官のせんだつての発言ではっきりしているわけですが、それに対して知事は感謝申し上げるということを発言して、その後撤回をした。大変残念な思いがするのですが、これは返らなくてもいいというように判断しているのでしょうか。

**○謝花喜一郎知事公室長** まず、記者会見では、歓迎するという話があつて、ただ、不適切であつたということをおっしゃっています。やはり、不適切という背景には、オスプレイの問題、それから高江地区におきまして、さまざまな反対活動等も行われている県民のいろいろな思いに対しまして、翁長知事は不適切だつたというように考えてのことだつたと、釈明だつたというように理解しております。

では、ここはもう反対かということにつきましては、何度も答弁さしあげていますように、基本的には実現していただきたいと。ただ、やはりオスプレイが使うという話ですとか、先ほど申し上げましたさまざまな作業をめぐって、混乱等がありまして、地域住民もいろいろ日常生活にも支障を来している。そういったことから、現時点においては、直ちにわかりましたとは言えない状態ですということをお述べさせていただいております。

**○仲田弘毅委員** 今の知事公室長の答弁では、やはり知事も返還されることに対しては歓迎していらっしゃるということでしょうか。

**○謝花喜一郎知事公室長** 北部訓練場の過半の返還につきましては、約4000ヘクタールでございます。ここはやはり地域の振興、それから基地の整理縮小が実現されるという意味では、県も一定の評価をし、また期待もしているところでございます。

**○仲田弘毅委員** これは世界遺産を含めて、国頭村、東村、大宜味村、この3村は大きな期待を抱いて、今、地域で頑張っています。その方向で、早目に返還されることを知事の立場として、スタンスとして、しっかりと要請をしていただきたい。

7ページの行財政改革についてです。

1次から6次まで終わって、今、第7次行革の真っ最中かと思いますが、仲井眞県政で、この8カ年間

で行革で頑張ってきて、県債が返済に近づいたと。どの程度の額になるか、わかりますでしょうか。

**○金城武総務部長** 幾ら減つたかという御質疑でございますが、若干ふえたり減つたりを繰り返しております。仲井眞知事が就任したのが、たしか平成18年。この当時の県債の残高が6452億円。そして、平成26年度までの就任でございますので、この平成26年度が6657億円ということで、若干ふえております。その間、上がつてまた下がつてきたという傾向は、若干微減といえますか、そういう傾向はございます。

**○仲田弘毅委員** 知事公室長も総務部長も随分おわかりだと思つていますが、行政サービスというのは、行政は少ない予算で最大の効果を出すということが、行政が一番努力しなくてはいけないことだと思つています。ですから、県民の税金を使ってやるわけですから、やはり最大の効果を願う意味でも、なるべくだったら県債を最小限度に抑えていく。その中において、平成28年度の当初予算の中で、MICE用地の購入資金は、幾ら組まれておりますか。

**○宮城力財政課長** MICE用地に係る当初予算の計上額は79億円で、そのうち国庫支出金が約56億円、県債が14億円、一般財源が8億8000万円—約9億円を計上しています。

**○仲田弘毅委員** 一括交付金が充当できなくて、結局補正予算で組むことになつたわけですが、補正予算で組むということは、県債、地方債、県民の借金になるわけですね。これは行財政改革をやつていく中においては、余り好ましくない一つの方法ですから、ぜひそういったことがないように、今後、頑張つていただきたい。

それと総務部長、今回、補正で組まれておりますが、その補正で組まれた金額で、今現在MICEの用地は全て確保できるわけですか。買い取れますか。

**○金城武総務部長** 財源の振りかえはしておりますけれども、当初予定した用地は購入できます。

**○仲田弘毅委員** きょうの沖縄タイムスに大変気になる記事が載っていますが、県は国の交付金算定方法に大変不満であると。ですから、そのことを一番心配しているわけですが、後ろから約10行目ぐらいの年末の予算決定時に要求額からさらなる減額のおそれもあるということに対して、知事公室長と総務部長の御意見をお伺いしたいのですが、どうですか。

**○金城武総務部長** 県としては、今回、平成29年度概算要求額、満額を確保するためにしっかりと取り組んでいきたいということで、事務担当者は担当で、内閣府の職員ともいろいろ調整しているところ

でございます。

**○謝花喜一郎知事公室長** 今、金城総務部長がお答えしたことに尽きると思いますが、やはりこの件につきましては、県選出の国会議員の方々の力もおかりして、予算の満額確保に取り組んでいく必要があるだろうと思っております。

**○仲田弘毅委員** 私は今回の代表質問で、沖縄県の次年度に向けての概算要求と高率補助について質問しましたが、時間がなくて、オーバーで大分御迷惑かけましたけれども、その中で高率補助について、知事公室長の答弁で、将来は随時減らしていかなくてはいけないのではないかというような発言があった気がしますが、いかがですか。

**○渡久地修委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、知事公室長から当該発言については、企画部長の答弁である旨の説明があった。)

**○渡久地修委員長** 再開いたします。

仲田弘毅委員。

**○仲田弘毅委員** せっかく沖縄県警察、公安委員会の方もいらっしゃいますので、主要施策の成果に関する報告書の中で334ページと、あとは飲酒運転について。

本部長、飲酒運転の根絶は、沖縄県のちゅらさん運動の大きな目玉で頑張ってきたのですよ。しかし、平成6年から、もうずっとワーストなのです。その件について、まずは本部長のコメントをいただいて、今後の取り組みについてお伺いしたいです。

**○池田克史警察本部長** 総論的に私がお答えして、あとは交通部長にお任せしますが、おっしゃるとおりで、委員がおっしゃったワーストというのは、死亡事故に占める飲酒運転の割合、人身事故に占める飲酒運転の割合というのは、これはずっと全国ワーストです。ただ、絶対数を見れば、沖縄県も物すごく減ってきておまして、例えばさっき言いました構成率を見ると、20年ほど前の全国平均と今は近いぐらいになっています。それも褒められた話ではないですけれども、絶対的に見たら成果は出ているのですが、やはり岩盤といいますか、最初から飲むつもりで、最初から運転するつもりで飲む人とか、そういうところにぶち当たってきているので、さまざまな対策、警察だけではできないような対策、例えば医療機関との連携とか、そのようなことも含めていろいろな対策をとっていかなきゃいけないと思っておりますが、成果は着実には出ていると思っております。

**○仲田弘毅委員** これは、私たち沖縄県議会議員が議員提案してできた条例なのですね。ですから、我

々にも半分責任があるのかなど。県民の啓蒙云々も、私たちも一生懸命頑張らなくちゃいけないと考えておりますので、県警察の皆さんと一緒に汗を流したいと思っております。

最後の質疑になりますが、サイバー犯罪についてです。このサイバー犯罪についての本県の現状はどのようなになっていますか。

**○梶原芳也生活安全部長** 県内のサイバー犯罪の現状ですけれども、平成27年中、サイバー犯罪の検挙件数は93件。これは前年に比べまして35件の減少しております。本年8月末現在につきましては64件で、昨年同時期に比べて28件の増加となっております。本年の主な内訳としましては、沖縄県青少年保護育成条例違反、これが12件で最も多く、次いで詐欺が7件、児童買春・児童ポルノ法違反が7件となっております。また、サイバーテロについては、県内での発生はございません。

**○仲田弘毅委員** このサイバーテロ、あるいはサイバー犯罪、それに対する沖縄県警察としての取り組み、どのようなものを、今、実際に対策として取り入れているのでしょうか。

**○梶原芳也生活安全部長** 大きく言いますと検挙と予防ということになりますけれども、まず犯罪を予防するために、資機材の装備、それから捜査員の技術向上を図るなど、サイバー犯罪検挙対策、これを強化しております。また、関係機関や事業者等と連携した、サイバー犯罪被害防止対策を推進しております。

加えまして、インターネットを利用し始める児童、あるいは事業所などに対しまして、サイバー防犯講演というのを行っております。ちなみに、平成27年中のサイバー防犯講演の実施回数ですけれども、これは724回、約9万2500人、前年に比べまして55回、約8300人ふえております。

また、サイバーテロを防止するために、重要インフラ事業者の皆さんが加盟する、県警察が事務局としております沖縄県サイバーテロ対策協議会を設置いたしまして、サイバーセキュリティセミナーを実施するなど、事業者と連携した取り組みを推進しております。

**○仲田弘毅委員** このインターネット、あるいはスマートフォンを含めた携帯電話は、文明の利器と言われているわけですが、その被害に、児童生徒が巻き込まれるという事案も今まで相当見られるわけです。そういった子供たちに対しては特別な対応、対策をとっているということもありますか。

**○梶原芳也生活安全部長** 先ほど申し上げましたが、

防犯講話、あるいは講演を行っていますが、児童、あるいはその保護者を対象とした防犯講演も行っています。ですから、インターネット、あるいはスマートフォンの危険性を、お子さん、あるいは親御さんにお話ししています。加えて、御両親の皆さん、保護者の方々には、ぜひそれを防ぐために、フィルタリングを呼びかけていますが、こういったこともお願いして、対策をとっているところでございます。

**○仲田弘毅委員** アメリカ合衆国では、こういった専門性のある犯罪に関して、ハッカーと言われる連中ですが、ハッカー大会を開催して、その優勝者に委嘱して、役職に当たらせることもあるのですが、本県においては、専門職に当たる方々もいらっしゃいますか。

**○梶原芳也生活安全部長** ハッカー対策といいますが、警察でも、県内でサイバー犯罪がふえてきた関係で、平成11年に民間技術者を対象として、選考採用試験を行って、2名の方を採用いたしております。その後、最新の情報技術、通信技術の修得のために、民間で行っております情報セキュリティー研修に職員を派遣して、研修を受けさせています。

また、今年度から高度なセキュリティー技術を有する方をサイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーというものに委嘱しまして、県警察に対する技術指導、あるいはアドバイスを受けているところがございます。

**○仲田弘毅委員** 残念ながら、テロを含めて、犯罪そのものが若干ふえつつあるということですが、広く県民がその犯罪行為に遭わないためには、県警察として、本当に具体的にこういったことをやっていきたいというものがありませんか、ぜひ、お願いします。

**○梶原芳也生活安全部長** 先ほど申し上げたように、さまざまな防犯講話、あるいは講演等で、参加されている方々にいろいろなことを呼びかけておりますが、こちらでは今回、特に4点だけ御紹介したいと思います。

1点目は、インターネット。これを利用するパソコン、スマートフォンにウイルス対策ソフトを導入して、常に新しい状態に更新していただきたいということ。

次に、身に覚えのない請求、あるいは法外な金額の請求は周りの人や警察に相談していただきたい。

3点目ですが、例えばインターネットで買いたいと思ったら、事前に販売サイトについて、評判というのを調べてから、やはり評判が悪いところは避けていただきたいということでございます。

あと1点は、児童の使用するインターネットパソコン、あるいはスマートフォンにはフィルタリングをぜひ導入していただきたいとお願いしています。

**○仲田弘毅委員** ちゅらさん運動で、沖縄県警察歴代の本部長に大変お世話になっていると言いましたけれども、県議会も含めて、一緒に頑張るためには、ちゅらさん運動のバッジは当初から配付されているわけですが、委員会、本会議においては、ぜひちゅらさんバッジをつけて、心からちゅらさん運動を徹底していくという気持ちを共有したいと思います。よろしく申し上げます。

**○渡久地修委員長** 宮城一郎委員。

**○宮城一郎委員** 知事公室の部分について、お尋ねします。

平成27年度の主要施策の成果に関する報告書を用います。

2ページの基地問題の解決と駐留軍用地の跡地利用について、そこに事業の実績が1から5まであります。その中の3の米国ワシントンDCに駐在員を配置し、情報収集及び情報発信を行ったという部分について、これまで自民党でもたくさん質疑があったと思いますが、私も重複しないように質疑させていただきます。

この部分の内容ですが、決算額で2億291万4000円というようになっていると思いますが、このうち、ワシントン事務所に係る費用について、どのような費目、または事業内容を少し詳しく説明していただくようお願いいたします。

**○運天修参事兼基地対策課長** 平成27年度のワシントン駐在の活動事業費がありますが、これについて決算額は、7427万5000円です。決算の内訳は、ワシントン駐在の業務にかかる沖縄—米国間の往復、米国内での出張のための旅費が233万6000円。それから、駐在員、駐在員事務所の運営費及び活動経費、ヒアリング調査等々のための委託料として、7193万9000円となっております。ワシントン駐在員におきましては、知事訪米の対応、基地問題に関する情報収集、沖縄の状況などの情報発信を主な役割としております。また、昨年12月からは、FARA—外国代理人登録を行いまして、それに基づきまして、駐在員は、米国外の地方自治体を含む政府の代理人として、連邦議会等に対する米国の政策に影響を与える活動が可能となっております。そういったことによりまして、連邦議会の議員等々、延べ191名の方々と意見交換等を行って、知事の考えと正確な沖縄の情報を説明してきたというような状況です。

**○宮城一郎委員** 今、約7400万円という金額を御案

内いただきましたけれども、これはワシントン事務所を運営するに当たっての総予算と同額ですか、それとも一部が7400万円でしょうか。

○運天修参事兼基地対策課長 運営に係る分の予算でございます。人件費等は入っておりません。

○宮城一郎委員 続いて、このワシントン事務所の運営の費用対効果が本会議でも委員会でも議論になっていますけれども、聞く限りでは、例えば、平成27年度は何名しか会えなかった議員、あるいは、関係者が平成28年度は190何名になったというぐらいで、定量的な効果というのは、それぐらいの情報しかいただけていないような感じがいたします。そういう中では費用対効果というよりも、定性的な成果と反省的なものにとどまってしまっているのかなと思います。今後、このワシントン事務所を置いていく中で、将来的な中長期ビジョンと申しますか、特に費用対効果的なもので、平成27年度の設置する当初から持っていた中長期ビジョンであれば、それはそれでモアベターですし、平成27年度にやってみて、今後そういう中長期ビジョンが必要だなというところで、平成28年度に新たにつくった中長期ビジョンでも結構ですが、正直言って今開示されている情報の中から得られる費用対効果は、私は一県民になったときに、なかなか納得しづらいボリュームではないかと思っています。その中で、今はこうだけでも、こういうように発展させていきたいところがあれば、お聞かせください。

○謝花喜一郎知事公室長 ワシントン事務所はできてまだ間もないですが、昨年度からFARA登録も先ほどありましたが、このFARA登録がなければ、米国内で他国の政策実現のために、そういったワシントンで活動することが制限されます。FARA登録するのに若干時間を要しましたが、このFARA登録ができるようになりましたので、積極的にワシントンで活動が可能になっています。こうしたことを踏まえすと、我々はこれから、中長期的なビジョンの話がありましたが、まさしく今定性的な成果しかということはありませんでしたが、ただ、定性的に見ましても、やはり形式的な回答しかなかったことが、ことしの5月に行ったときには、そういった形式的な回答等ではなくして、沖縄の実情をわかったという形の感想もいただいておりますし、そういったことを踏まえて、また191名もの方々とお会いできるのは、これも短い期間の中で一県民から厳しい批判もあると思いますが、これから加速化して、ワシントン駐在の取り組みを行う必要があると思っています。

それから、県民の方への我々の情報発信の仕方が

十分ではなかったという反省もございます。そういったことも踏まえまして、情報発信は、ホームページを開設していますので、それについてさまざまな御意見もいただければ、これもいろいろ改善していきたいと思っておりますし、あわせて沖縄県内における米軍基地問題、事件・事故等についても、英語版をつくって、それを米国民に対して発信していこうと、こういう活動もやろうと思っています。こういったさまざまな取り組みにつきまして、いろいろ議員、委員の方々、県民の方々から、忌憚のない御意見、御批判をいただきながら、しっかりと情報発信を進めてまいりたいと、基地問題の解決に努めていきたいというように考えております。

○宮城一郎委員 今おっしゃられたように、情報発信のボリュームなり、内容なりが、県民、私たち議員に対しても、なかなかつかみどころのない部分になっているのは、やはり否めないと思います。文化の違いかもしれないですが、いろいろな数字的な資料を拝見させていただいて、民間と違うのが、かなり大きな費目の中にどぼんとなっているので、そこからその費目が語るものが見えづらい、聞こえてきづらいものがあって、このものについて、細かい分析がなかなかしづらい感を持っています。民間企業だと、その辺が、例えば、マネージャー、補足説明者がいなくても、ここから見られる成果と反省、将来このような計画を立てていこうというのが、非常に見やすくはなっていると思います。それはもしかしたら恵まれた環境と言ってしまうと終わりがかもしれませんが、県、あるいは行政の費目のあらわし方について、それを変えろとか、あらがうものではないのですが、そうであればこそ、機会機会において、もう少し詳細な説明、ディスクローズがあってもいいかなと思っています。先ほど自民党もワシントン事務所の所長を、招聘すべきということもありましたが、むしろ数字的な情報をもっとしっかりと県民、議員に伝わるようであれば、私は逆に呼ぶ必要はないのではないかと考えていますので、改善しようとかそうではなくて、今後、そういう視点も持った上で私どもに御説明をいただけたらという要望を持っております。

そしてもう一つ、質疑しようと思っていたことがありました。ワシントン事務所のスタッフの方がなさっている活動は、議会とか、政治家とか、こういうポリティカルな方々だけにのみに行われているのかとお聞きしたかったのですが、今お話を聞くと、今後、アメリカ国民、国民世論等にも訴求していきたいというお言葉が聞かれました。あれだけ大きな

国土を持つ国ですので、それを伝えていくにはいろいろなツールが必要だと思いますが、例えば紙媒体ですとか、インターネット媒体ないし電波とか、そういったものは現時点でイメージされているものがありますか。

○謝花喜一郎知事公室長 今、考えているのは、やはり米国においても世界的にもそうですが、インターネットが普及してございますので、インターネット媒体を活用して、沖縄県の行っているもの、今後やりたいと思っているもの、これについては、英語版もつくって、随時発信していきたいと考えております。例えば、最近の話題としては、高裁判決の骨子、そういったものも出しながら、一方で県としての考え方、反論も踏まえて、しっかり出したいと思えますし、今後の流れですね—最高裁判決が出た後、どのようなことをやるのか、そういったことも含めて、沖縄県としては、訴訟の流れについても、インターネット媒体を通して発信していければと考えております。

○宮城一郎委員 今、インターネット媒体をメインで考えているとおっしゃられたことについては、大きく賛同できます。やはり最も低いコストで、大きなパフォーマンスが得られるツールだと思いますし、さらには先ほどから話している費用対効果も紙や電波に比べると安いものだと思います。ページビューもログを追っかけていけますし、場合によっては最後にちょっとしたアンケートさえつければ、コンバージョンというのですか、それによる反応もとることができると思いますので、ぜひそういったものも積極的に展開していただきたいと考えまして、私の質疑を終わります。

○渡久地修委員長 当山勝利委員。

○当山勝利委員 平成27年度沖縄県歳入歳出決算書の94ページに美ら島ゆいまーる寄附金というのがあります。そこでは決算額が4500万円出ておりますが、前年度と比較して、どうなっていますか。

○金城武総務部長 平成27年度の寄附金の実績が4526万3729円でありまして、平成26年度が3117万1200円でございますので、約1400万円程度の寄附金が増えていた状況です。

○当山勝利委員 額が相当ふえていますが、私もデータをいただきまして、平成26年度の11月ぐらいからふえておりますね。平成27年度の4月、5月以降も前年度の月と比べても相当寄附が多いのですが、その要因はどのように考えていますか。

○金城武総務部長 平成26年度の12月に翁長知事が就任されまして、その後以降、知事への激励の言葉

が記載された申込書が増加しているということで、そういう意味で県政への支援という寄附金が平成26年度以降、増加してきていると考えております。

○当山勝利委員 それでは、この寄附ですが、どのように処理されていますでしょうか。

○金城武総務部長 本県においては、美ら島ゆいまーる寄附金につきましては、一般財源として、いろいろな事業に活用してございます。

○当山勝利委員 一般財源ですね。これはまた後から。

あと、返礼品ですが、平成27年12月31日に廃止されて以降、返礼品はなくなっているようですが、まず廃止された理由について伺います。

○金城武総務部長 本県では平成27年度まで、アグーとか泡盛、アイスクリーム等、特産品の返礼を行っておりました。一方、平成27年4月に総務省からふるさと納税は経済的利益の無償の供与である寄附金であることを踏まえて、趣旨に反するような返礼品を送付することは自粛すべきとの通知がございました。そういうこともございまして、本県としては、2000円を上回るような特産品の返礼は廃止しておりますが、現在、寄附者に対して、お礼状と粗品として、バス・モノレールの1日乗車券というものを、少しですが、これはずっと継続して贈呈をしているところでございます。

○当山勝利委員 他の都道府県を見てどうでしょうか。返礼品がないところ、あるところ、どのような比率かわかりますか。

○千早清一税務課長 実は、具体的に各都道府県レベルでの返礼品の状況は調べておりません。

○当山勝利委員 その辺は調べていただいて、市町村は、結構返礼品に、さらに力を入れていらっしゃる場所も多い。都道府県の状況がわからないので、何とも言えませんが、そこら辺、再考することはないですか。

○千早清一税務課長 失礼しました。先ほどの質疑で、平成27年度の都道府県レベルでの寄附金額の順位ですが、本県は平成27年度858件、4526万3729円で、順位としては18位になっています。ちなみに昨年度のトップは佐賀県。こちらは桁が違いまして、5億8000万円、最下位は未公表の部分もあるのですが、公表されている部分では、愛知県で73万7000円が最下位で、幅がありますが、本県の4500万円は基本的に上位に位置しているかと思えます。

○当山勝利委員 これは先ほど御答弁がありました翁長知事を支えるということで寄附が多くあったというのも、私もそうだろうなと思っています。ただ、

今後考えていく場合は、今は廃止されているかもしれませんが、御再考されてはいかがかとここで御提言させていただきます。

それと一般財源に寄附を入れて充当しているということですが、総務省が平成25年9月13日の事務連絡ということで、その中で、「地方団体に対し、寄附を行う納税者は、基本的に自分の寄附金がどのように使われているかという点に強い関心を持っている」ということで、目的をはっきりさせて寄附していただいたほうがいい結果が出るということの連絡があったと思います。私もそのように考えてはどうかと思っておりますが、どのような考えでしょうか。

**○金城武総務部長** 寄附金の使途を特定して、その寄附をお願いするといいますか、そのほうがより寄附の増加傾向につながるのかどうか。その辺は、使途を選択制とするのかどうか、他県の事業効果も見据えながら、その効果も含めて今後検討してまいりたいと考えております。

**○当山勝利委員** その事務連絡の中には、都道府県、市町村の約8割で、寄附者が寄附金の使途を選択できるという回答があったのです。調べるといっても、本当に8割の都道府県、市町村がそのように選択制をされているということですので、その辺も考える必要があるのかと。あとホームページ見ますと、ホームページには、伝統・文化の継承と発展とか、6つの項目があって、これらのものに使われると。いかにも使途があって、そこに使われるというふうなうたわれ方をしているので、少しやっていることと、実際に寄附されている方々がホームページを見たときに与える印象が違うなと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○金城武総務部長** ホームページ上で、このように表示しています。「あなたからの寄附金は沖縄県の推進する下記のような事業全体に活用します」ということで、6項目を表示していますが、県としては事業全体に活用するという意味で、例示的にやっていますけれども、やはり今、委員御指摘のように、もし誤解をされるようなことがございましたら、その辺は今後、ホームページの改善等も含めて、少し検討してみたいと思っております。

**○当山勝利委員** ホームページの改良というよりも、誤解を招かないように、使途を決めてやっていく方向で寄附してもらうという手も一つだと思いますので、そこら辺も検討事項に含めてはいかがでしょうか。

**○金城武総務部長** 先ほど答弁いたしましたように、使途も特定の事業に充当するという形の方法が、より効果的なものかどうかも含めて、今のことも含め

て、ホームページの改善も含めて検討してまいりたいと考えています。

**○当山勝利委員** よろしくお願いたします。

次に移ります。

財産管理関係で、公共施設等総合管理計画というものを立てられたと思いますが、まずこちらの目的と、それからこの計画による方針を御説明ください。

**○金城武総務部長** 目的ですが、本県では、過去に建設された公共施設等が、これから大量に更新時期を迎えることが見込まれるということで、老朽化の進行が課題になっております。公共施設等総合管理計画では、公共施設等の全体状況を把握し、計画的な更新、あるいは長寿命化、施設配置の最適化により、財政負担の軽減、あるいは平準化を図るなど、長期的な視点に立って、公共施設等マネジメントの取り組みを推進することをが目的としております。

今後の方針でございますが、本県における公共施設等の老朽化、利用者ニーズの変化への対応、あるいは更新費用等、増大する課題に対応するために、大きな項目ですが、安全・安心の確保、それからコスト縮減と財政負担の平準化、施設規模・配置・機能等の最適化、そういう大きな3つの方針に基づきまして、全庁的に取り組みを推進していきたいと考えております。

**○当山勝利委員** 施設の長寿命化も含めて、財政が大変厳しくなっているのので、平準化はとても必要だと思います。その方針にのっとって、今後皆様方はそういう管理をされていかれるということになると思いますが、今後、この方針をもとにどのような取り組みがなされますか。

**○金城武総務部長** まず、我々の総務部で総合管理計画をつくりまして、また、各所管部局において、個別施設計画を策定することになっております。

これについては、国からいろいろな具体的な策定マニュアルがございますので、それに基づいて取り組みを既に始めている所管課もございまして、これから策定する所管課もありますので、総務部としては、全庁的に取り組むべき総合計画に基づく方針、先ほども申し上げましたが、予防保全の導入とか、施設総量の最適化、コストの平準化等、本県の総合管理計画と整合がとれるように、各個別計画の策定、そして策定後の進捗管理を行う必要があると考えておりまして、今後の進捗管理について、他県の取り組み状況も参考にしながら、総合管理計画に定めた取り組みがしっかりとできるように検討していきたいと考えています。

**○当山勝利委員** 出てきた書類で、でこぼこがあっ

たら、将来的にでこぼこを減らす方向で調整されると思いますが、資料もいただいて見たら、いわゆる施設数も道路も橋もいっぱいあって、それを管理するのは相当なマンパワーが必要かなと思うのです。それぞれの各部署で計画をつくって、それが上がってくると思うのです。それを平準化のために押し並べる。財政も計算しないといけない。さらにそれも管理しないといけない。こういうことをやろうと思うと、相当マンパワーが必要だと思いますが、今は3人でやっていらっしゃると聞いていますが、本当に管理できるのかという心配をしています。それこそ今、これはどこの都道府県、市町村でもやりつつあるところですので、財政の平準化はとても大切なことだと思います。ということは、そこにかかるマンパワーはあってしかるべきだと思いますが、どうなっていますか。

○**金城武総務部長** 確かに今、総括している管財課はこういう体制ですが、財政的な視点では、財政課でかかわって、いろいろな調整をしないといけない部分がございますので、各部局で連携しながらどのような形でやっていくか、それでもなかなか厳しい状況がございましたら、業務量を勘案しながら、体制を構築していきたいと考えております。

○**当山勝利委員** 先ほどと同じことですがけれども、数が多い。それから道路も距離が長い。橋は古くなっている橋も多いので、そこら辺、これから難しいかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

続きまして、公安委員会にお尋ねします。

平成27年度主要施策の成果に関する報告書で言いますと、323ページ、324ページになります。

非行少年を生まない社会づくりというところですが、事業の成果として、刑法犯少年の検挙・補導人数、その下には補導した不良行為少年たちの人数が載っていますが、近年の傾向について御説明ください。

○**梶原芳也生活安全部長** まず刑法犯少年ですが、刑法犯少年の検挙・補導人員、これは平成17年に過去20年で最多となる2313人までふえました。その後、減少傾向となりまして、平成27年は1067人で、ピーク時の平成17年と比べて1246人減少、マイナス53.9%の減少となっております。

次に、不良行為少年です。不良行為少年の補導人員ですが、平成10年に2万人台、平成14年に3万人台、平成20年に4万人台になりました。そして、平成25年は、過去20年で最多となる5万9695人となりましたが、平成26年から減少に転じており、昨年は2万7120人となっております、前年より1万6283人減少

しております。

○**当山勝利委員** 近年は減っているということで、新聞の報道にもありましたが、補導が大分成果を上げてきているのではないかと、一要因ではないかというようにあったと思いますが、補導のやり方がいろいろあるようですが、その説明をお願いします。

○**梶原芳也生活安全部長** 少年補導といいますと、警察官と少年補導職員が補導を行います。そのような警察官や少年補導員が不良行為をしている少年を発見したときは、当該少年に対して、まず、住所、氏名、あるいは学職、学校に通っているのか仕事をしているのか等について確認した上で、確認した不良行為を中止、やめるように促します。それから、例えば夜間でありまして「お家に帰りなさい」とか、注意を行った上で、非行防止、その他健全育成上必要な助言を行います。

注意や助言のみでは少年の非行防止、あるいは健全育成上、十分ではないと認められる場合、例えば、これまで繰り返し補導されている少年とか、午後10時以降は深夜徘徊になります。例えば酒を飲んでいたりとか、その場限りで帰すわけにはいかないような場合は、保護者に連絡したり、引き取りに来てもらったりしています。さらに、特に必要があれば、学校の方、あるいは職場にも連絡をして、その少年が今後、いい方向に進むようにというふうに行っています。

○**当山勝利委員** 補導の仕方によっては、保護者に連絡がいかない場合もあるということですか。

○**梶原芳也生活安全部長** 基本的には、補導した場合は、保護者の方に引き取るように指導はしていますが、条例上は、午後10時以降を深夜徘徊としております。ですから、午後10時に近い時間帯で補導された場合とか、日中で学校をさぼっている、いわゆる退学をしている子供とか、これまで補導もされていない場合には、その場から帰すということもありません。

○**当山勝利委員** そこなのですね。補導、不良少年にかかわる場合があります。本人たちが補導されたという感覚を持ってないのですよ。警察の方とお話をしたという感覚ですよ。だから本人、補導されていないという感覚を持ってしまって、それがいいことなのか、悪いことなのかということなのです。警察官が声をかける理由があったので、それはきちんと本人がわかるようにしてあげないと、悪いことだよと。どうしても鈍くて、その辺の感覚を持ってない子もいるのです。そこら辺は工夫が必要だと思いますが、いかがですか。

○梶原芳也生活安全部長 基本的には保護者への引き継ぎを基本にしていますが、先ほど言ったような例外的な扱いをしています。今、委員がおっしゃっているように、子どもでは補導したといいますが、指導したつもりでおりましても、子供たちに伝わっていないのであれば、せっかく指導したのに効果がないということになりますので、その辺は、現場の警察官から補導された子供たちにきちんと伝わるようにしなさいと指導したいと思います。

○当山勝利委員 よろしくお願ひします。

もう一点あります。

交番についてですが、よく交番の前を見ると、なかなか交番の中に警察官の方がいらっしゃらないのを見かけたりします。本土に私も何年か住んでいたのですが、大体いらっしゃるのですよ。いつ行っても、どこを通ってもいらっしゃるのが普通で、こちらだといらっしゃらないのをよく見かけます。だから、警察官の数が足りていないのかと思いますが、これはいかがでしょうか。

○梶原芳也生活安全部長 県内の交番・駐在所には全て警察官を配置しております。ただ、警察官が扱う事象が年々増加しておりまして、事案処理に時間を要するのが1つ、あるいは別に事件がなくてもパトロールもしないといけません。ということで、委員がごらんになったときに一時的に警察官が不在になっている交番等があるかもしれません。本県では基本的には交番には2人以上、24時間で勤務している交番には2人以上勤務しておりますが、県外の大きいところは、2人ではなくて、もっとたくさんの警察官が配置されている関係で、どちらかという、交番にいる警察官を見かけることが多いかもしれませんけれども、沖縄県では2人以上ということで最低が2人ですが、2人のところは、その2人が出払うと一時的に不在になるという事態が生じております。

○当山勝利委員 沖縄県はそこに住んでいらっしゃる人以外に観光客とか、いろいろ難しい問題もあると思いますが、そこら辺は影響していますか。

○梶原芳也生活安全部長 私どもでは、1つは警察官をやはり外に出てパトロールしてほしいという要望と、やはりいつ行っても、例えば観光客もそうですけれども、いつ行っても交番にお巡りさんがいてほしいという相反する要望があります。それを解消しようということで、毎年のように交番の警察官の配置見直しも図っているのですが、それ以外にも当日の交番勤務の勤務員の数を見て、そういう交番が出ないように弾力的な運用を行っています。

それから、警察官を補完するものとして、交番相談員という非常勤職員がございまして、現在40名おります。これを今、37交番、美浜も含めると38の交番と警備派出所に配置してございます。そういう方々の運用それから、日中でありまして2人勤務ではありますが、1名でパトロールカーを持たせて1名は交番に残すとか、あと交番所長ということで、複数の交番をブロックで運用する担当の係長がいらっしゃいますが、この方は日勤となっておりますが、この日勤の交番所長も弾力的に運用して、できるだけ交番が不在にならないようにという取り組みは行っております。

○当山勝利委員 条例で警察官の人数が決められていると思いますけれども、充足率はどの程度ありますか。

○中島寛警務部長 定員についてお答えしたいと思います。現在定員につきましては、いわゆる条例定員2666人となっております、そのうち、実員2655人となっております。これは10月3日現在の数字ですけれども、いわゆる充足率でいいますと、99.5%となっております。

○当山勝利委員 充足してはいるのですが、やはり何かあったときには、交番で。警察署ではなくて、まずは交番という、私は普通の感覚でそういう感じを持つのですね。110番というのがありますけれども。110番まですべき事案ではない場合もあると思いますので、そういうときに警察官がそこにはいないのは、とても不安ではあると思います。そこら辺は解消すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○中島寛警務部長 増員の観点から、お話しさせていただきたいと思います。

沖縄県警察としましても、現在の治安情勢を踏まえまして、国、もっと言いますと警察庁に対して、随時、増員を要求してきておりまして、平成14年度から平成28年度までの間で約380名近くの増員を、確保しております。

一方で、委員御指摘のとおり、沖縄県は特殊事情があると思っております、例えば、先ほど御指摘のあった観光客が非常に多い。あと、米軍関係の犯罪があるとか、また、離島県であるとか、尖閣諸島の対応があるとか、そういう特殊な要因があって、警察官1人当たりの実質的な負担は大きいと思っておりますので、そういったことも踏まえまして、これからは、適切に増員要求を図っていきたく思っております。

○当山勝利委員 県民の安心・安全なものをつくっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひし



ます。

○**渡久地修委員長** 仲宗根悟委員。

○**仲宗根悟委員** それでは知事公室、そして総務部、公安委員会と3つ用意しましたけれども、関連しますので、警察関連からよろしくをお願いします。

先ほど、仲田委員から沖縄県の飲酒運転根絶に向けての施策をお聞きしましたけれども、相変わらずの数字で横ばいできているということで、県警察を挙げても絶対的には少なくはなっているという報告ですので、かすかな明るい兆しの話かなというように思いながらも、これはもう地域の問題なのかなと。あるいは鉄軌道がないせいかと思ったりはしましたけれども、これは法を犯して、酒を飲んで車を歩かせること自体、どのような理由を持ってもやってはいけないということは、県民一人一人思っていると思うのですよね。私自身も、以前は1杯なら大丈夫だよということで、各家庭で、お正月だとか、ビールも勧められたりする経験もありますが、最近では、やはり非常に勧めにくいというのでしょうか。わざわざ、スーパージョーガルチョコレートという形であったりもしましたけれども、最近では、お母さん方が気を使ってといいましょうか、もちろん当たり前のことですから出さない工夫はしているのかなと。県民にも広く伝わってきている状況かなというように思っていますが、その辺のところはいかがでしょうか、部長。

○**大城正人交通部長** 県民に広く伝わっているのかという関係ですが、平成21年に条例もできまして、県民挙げて、飲酒運転根絶の取り組みをやっていまして、先ほど本部長からもありましたけれども、全体としては減ってきているのです。ちなみに過去10年の飲酒運転の検挙を見ますと、平成14年は9285件検挙されているのです。昨年は1632件ですから、検挙件数としては減ってきているのです。事故も減ってきています。ただ、やはり各県に比べますと、まだまだ飲酒運転の認識が甘い方がいらっしやいまして、構成率等から考えますと、まだ全国に比べると高い状況にあると、そういう状況でございます。

○**仲宗根悟委員** 地域の皆さんの啓発活動、あるいは市町村レベルでも大会を持ったり、いろいろ啓発活動に努めていると思うのですけれども、実際、職場ですとか、いろいろな取り組みの仕方はそれぞれというか、飲酒運転撲滅に向かってということで、1つの目的に向かって取り組まれていると思いますけれども、職場の関係ですとか、地域の皆さん、その力の入れぐあいというのでしょうか。警察が感じる、警察がこうしてほしいのにとと思うような自治会、

あるいは職場の皆さんの啓発活動はございますか。

○**大城正人交通部長** 事業所に関しましては、事業所単位で警察との飲酒運転根絶に関する協定を結んだり、あるいは覚書を締結しまして、例えば事業所の職員に対して、飲酒運転しませんという誓約書の提出とか、あるいは車両運送にかかわっている事業所でしたら、事業開始前に飲酒チェッカーをやるとか、いろいろな取り組みをいただいています。車両に飲酒運転根絶ステッカーを張ったりですね。また、市町村におきましても、市町村単位で県民の飲酒運転根絶の大会をしていただいたり、また、いろいろな地域の会合には警察官が呼ばれまして、飲酒運転の現状の説明をしてもらおうとか、そういう取り組みをいただいています。

○**仲宗根悟委員** 以前、うちの会派の一人が持っていたのですが、3000円でどこかから購入してきたチェッカーというやつがあるらしいのですが、これもすごくいいやつと、また、そうでもないチャランポランな……。そのチェッカーを持って—もちろん啓発活動そのものに役立つのかなと思っていますが、そういった職場ですとか、地域の皆さんに警察として、こういう普及活動といいましょうか、そういった宣伝活動というのでしょうか、そういうのは、どのような取り組みがありますか。

○**大城正人交通部長** 先ほども申し上げましたけれども、特に運輸関係の事業所に関しては、積極的に職員の事故防止のためにチェッカーの活用とかをやっていただくとか、あるいは、朝礼の場で飲酒運転しませんと宣言してもらったり、いろいろな活動をしてもらっています。

○**仲宗根悟委員** 飲酒運転撲滅のために県を挙げて頑張りましょう。

それで、飲酒運転は今お話いただいたとおりですが、よく耳にしたのが身近な犯罪でしたか、それの他府県と比べて、本県の犯罪の発生率、そして警察官の努力の検挙率というのでしょうか。そういったことはどのような傾向にありますでしょうか。

○**梶原芳也生活安全部長** まず犯罪の抑止の関係でございます。

平成14年に本県では、戦後、刑法犯認知件数が最高を記録しまして、平成15年にちゅうちな一安全なまちづくり条例をつくりまして、平成16年に施行された後、県、県民、事業所等とが一体になってちゅうらさん運動を展開してございます。そのような取り組みの結果、平成15年から減少傾向が13年間続いております。

昨年、平成27年中の刑犯認知件数は9463件、前年

と比較いたしまして416件、4.2%減少しております。また、本年8月末現在ですけれども5461件で、前年同期と比較いたしますと約850件、約13%減少するなど良好に推移しております。

**○仲宗根悟委員** 平成14年、平成15年、そしてちゅらさん運動が開始されてから、犯罪が減少傾向にあるというようなお話ですが、この発生する内容、県内に14署あるのですが、その14署の特徴、その傾向というのは、大体ひとしく同じような傾向で動いているのですか。

**○梶原芳也生活安全部長** 県下14警察署管内、相対として減少したから13年間連続で減少しておりますけれども、例えばの話といたしまして、警察署ごとに何か特徴があるのかといいますと、やはり管内人口の多い警察署は刑法犯認知件数は高いという状況になります。あと管内に、例えば農地といいますか、抱えている警察署、そういったところで農作物とか農機具とか、こういった盗難被害があるということがあります。

**○仲宗根悟委員** それで、ちゅらさん運動と相まって、その各地域、各署もそうだと思いますけれども、自主防犯組織の組織活動が随分活発になった時期があって、そして、その結成数といいますか、自主防犯組織が多くなるにしたがって、その犯罪数も減ってきたのだというようなお話を伺ったことがありますが、最近、青色回転灯のぐるぐる巡回する車をそんなに見かけなくなったと思いますが、今、その活動そのものはどうなっていますか。

**○梶原芳也生活安全部長** まず、防犯ボランティア関係でございますけれども、条例をつくりまして、県民一体となって、ちゅらさん運動を展開したおかげで、地域の安全は地域で守ろうという意識が非常に高まりまして、防犯ボランティアという方々も非常にふえております。

平成15年に条例ができた当初は、98団体、4031人で行っていましたが、本年8月末現在では、737団体、2万4649人でありまして、平成15年と比較いたしますと639団体、2万618人というようにふえております。

それと、青色回転灯装備車両のことでございますが、これにつきましても、年々ふえてまいりまして、本年8月末現在、421団体、車両770台。これが、県内各地域で、地域の安全のために活躍しているということでもあります。

**○仲宗根悟委員** 平成15年当時の98団体から、2万4000人、732団体を数えているということで、自主防犯組織のボランティア活動が大きくなれば大きくな

るほど犯罪は減っているというところがあるわけですけれども、子供たちのこともあろうかと思いますが、この青色回転灯で犯罪が抑止できるという効果、あるいは防犯組織を組織することによって、みずから犯罪に巻き込まれないような工夫がされているのか、どちらが比重が高いのですか。

**○渡久地修委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、仲宗根委員から、自主防犯組織がふえて犯罪が減少しているのは、ボランティアによる防犯意識の啓蒙が要因ではないかということが質疑の趣旨であるとの補足説明があった。)

**○渡久地修委員長** 再開いたします。

梶原芳也生活安全部長。

**○梶原芳也生活安全部長** 委員がおっしゃるとおりでございます。自主防犯ボランティアがふえた、あるいは青色回転灯装備車両がふえたということで、啓蒙活動というのは非常に進んでおります。警察でもいろいろ取り組んでいるのですが、また、県民各人が防犯というものに対する関心が非常に高まりまして、以前と比べますと、自宅に対する鍵かけであったり、自転車、オートバイの鍵かけであったりとか、そういう施錠に対しても非常に関心が高まりまして、犯罪の抑止というものに非常に効果があるというふうに考えております。

**○仲宗根悟委員** 非常にいいボランティア活動で、抑止がかなっているということで、未然に防止する施策そのものは、ちゅらさん運動を通して継続していただきたいというように思います。よろしくお願ひします。

それでは、知事公室、お願いします。

米軍基地の問題ですが、私たちもずっとこの方、基地被害一悪臭ですとか、騒音の問題ですとか、要請といいましょうか、県の皆さんにも汗をかいてもらいたいということでは、あらゆる機会を通して、国、それからアメリカにも直接要請はしているという内容ですが、そこで、あらゆる機会ということで、今現在ある沖縄防衛局ですとか、外務省沖縄事務所とか、そういった関連で、定期的にミーティングを行ったり、基地問題に対しての話し合いがされているのか、どうですか。

**○謝花喜一郎知事公室長** 基本は、事件・事故が起こるたびの抗議とか要請、そういったものが中心になっています。ただ平成12年に、米軍人・軍属による事件・事故を起因としまして、米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチームが設置されて、この会合というのは、定期的に毎年

実施されております。ことしも4月に第24回の会合が開かれたということでございます。

やはり、昨年2月議会から、県議会におきましても、しっかりとした県の対応をすべきではないかという意見がございました。先ほどのワーキングチームの中でもリバティ・バディー制度等について、県から厳しく米軍側に意見を言うようにしましたし、それから、一部新聞報道でもありました新兵に対するオリエンテーションの研修内容についても、県から申し入れを行いまして、その研修内容についてしっかりと県側と意見調整を行ってやってもらいたいという形で—こういったものについては定期的といいますか、相手方もいることですので、相手方からこういう形でどうでしょうかということに対して意見を投げて、また、それに対して投げるという形で、こういったのが6月ぐらいから、実は先週もやってきたばかりですが、大分こういった中で、県が求めていたものについて、改善が見られつつあるということです。あと、それ以外にも米軍基地関係特別委員会で、ある委員から月1回程度で米側と意見交換をすべきではないかという意見もございましたので、その点についても、そういった意向を申し入れして、四軍調整官事務所でも調整していただけないかという申し入れも行ったところです。沖縄防衛局とも、さまざまな課題がありますけれども、意見交換などが行えるようにということで、動いているところでございます。

**○仲宗根悟委員** 実は我々米軍基地関係特別委員会の中で、この間の墜落を受けての要請に行かせていただきましたが、その中でも、おっしゃった調整官事務所の中で教育係をされているという方が対応されておりました。その中で、県内で海兵隊には3名いて、そのうちの2人が対応しているのですが、やはり今回の事件を受けて、片づいたといいましょうか、できた時期を見計らって皆さんをお招きして、こういった教育をしていますよということを申し上げる機会を設けたいという話をいただきました。それで、これがおっしゃったように定期的ではなくても、こういった形で意思疎通といいましょうか、こういう問題がありますと。そしてこうやる中から、何らかの形で物事が一つ一つよい方向に動くのかな、解決に向けてのいい糸口がつかめるのかなと思ったりもしたものですから。そのことも、また報告もしながら、今のお話を受けて、これは大事な機会ではないのかと思います。その辺いかがでしょう。

**○謝花喜一郎知事公室長** オリエンテーションについては、歴史の話とか、最近の事件・事故の議論ば

かりではなくて、実は復帰前からの長い歴史の中で沖縄県民がさまざまな感情を抱いている。そういったことを強く申し入れて、海兵隊、新兵に対するあれですので、数字とかそういったものはなかなか入れ込みにくい、理解いただくために入れ込みにくいというものはあるわけですが、例えばベトナム戦争当時の沖縄の実情とか、そういった観点から事件・事故があったと。それから、裁判権についても、沖縄にはなくて米側で行っていたと。それに対する沖縄県民の思い、そういったものを記述までしていただいて、まだ調整中ですが、そういったことまでいろいろ調整してございます。これについて、こちら側である程度、内部で調整を行って、11月ぐらいにはそういったものを公表したいという話がありました。それから、いろいろな各基地の司令官との意見交換について申し入れをしたところ、まず、県側のスタッフと米側のスタッフを招いて、規模感ですとか、テーマとか、そういったものを話し合うということをやりますかという向こうからの逆提案もございましたので、このようなものを受けて、我々としては、せっかくやるからにはいろいろ、基地所在市町村の皆さんをどのような形で巻き込むとか、いろいろなことを考えながらやっていきたいと思っております。

**○仲宗根悟委員** あと1つは、我がほう一国内の話ですが、外務省沖縄事務所の大使が、以前、夜間訓練、飛行の騒音についてどうにかできないのかということで申し上げたら、「これだったら、どうにか私のほうでも申し上げて軽減が図れるかもしれない」というところがあったのですよ。それで要請をしたということで、いろいろ—夏場時間になると長くて、帰る時間、差し迫って10時も過ぎたりするのだと回答を得たというのですね。外務省沖縄事務所の方ができる仕事、外来機の飛来についてはどうなのだとお聞きしましたら、「外来機については、私のレベルでは及ばない」とまでは言いませんが、そういったニュアンスのことを聞き及んだと思っております。ですから、非常にできる範囲と、そして今現在の沖縄のトップと外務省沖縄大使とでできる部分と、やはり国を動かす、あるいは、もっと上を動かすためには、今のおっしゃるように知事がしっかりとワシントンに沖縄の実情はこうなのだと、この辺を改善してもらいたい、せめて夜間に飛ばさないでほしいというような内容も含めて、基地の問題を発信してやる場が、私はワシントン事務所のそういう形でお仕事していただく、そういう場だと、そういう立場だということに思っています。ですから、できるところ、それ

から及ばないところも、やはり及ばせるような工夫ができる今の体制という部分では、非常に大事な位置にワシントン事務所はあるのかなと思ったりもしますので、その辺のところをぜひ頑張ってもらいたいなど。改善に向けて、一步一步踏まえていただきたいというように思います。

○渡久地修委員長 新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 仲宗根委員の質疑に関連してですが、公安委員会から、平成27年度主要施策の成果に関する報告書の328ページ、331ページです。

今、犯罪防止に関しての質疑があったと思いますけれども、このように県警察では犯罪者の被害者等の支援、それから安全体制の整備等に努めていると思いますけれども、これはあくまでも日本人に対する、国内に対する支援体制とか相談体制の整備だと思えますけれども、今、米軍から派生する事件・事故等が多く起きた場合、県警察としては、そういう体制までこの支援体制で十分なのかどうかお聞きしたいのです。

○中島寛警務部長 被害者支援についての御質疑だと認識しています。被害者支援につきましては、もちろん一般犯罪の被害者、例えば性犯罪であるとか、被害者に対する支援、犯罪被害給付制度の教示でありますとか、さまざまな公的給付の教示でありますとか、そういった支援もしておりますし、もちろん米軍によるいろいろな被害に遭われた方についても支援の対象としておりまして、必要な支援は実施しております。

○新垣光栄委員 相談体制はどうですか。事件が解決しないと。どうしても相手側が米軍なものですから難しいといった場合に、そういう相談の持ち込み等もあるのですか。

○中島寛警務部長 そういった、例えば被害者側から、いろいろな相談、例えば精神的負担というものもいろいろあると思いますけれども、県警察では指定被害者支援要員というのを指定してまして、被害者側に寄り添うという観点から、例えば事件の捜査に当たっては、犯罪場所で実況見分を行ったりとか、いろいろ精神的な負担を生じることを行っていただく必要がありますけれども、指定犯罪被害者支援要員が、被害者に寄り添う形で支援を行っているところでございます。

○新垣光栄委員 これまで米軍による事件・事故は6000件以上起きていると思いますけれども、復帰以降ですね。それに対して、大分泣き寝入りしている方々もいると思うのですよ。ある程度事件が処理されると民事になっていきますので、その辺に関して

は、どうしても泣き寝入りする件が多くなってくると思います。先ほど、ワーキングチームをつくったりということ、事件の未然防止にはいいのですけれども、被害に遭われた方が、以前でしたら、與儀功貴君の場合でしたら、裁判権がないとか、いろいろなことが起きました。それに対して、私は今、知事公室の分で、2ページに米軍基地から派生する諸問題の解決に向けてということで地域安全政策事業というのがあるのですが、この辺に米軍から派生する事件・事故に対して、特殊な場合に、ぜひ被害に遭った方々を守っていくために、公安委員会でもいいのですけれども、特殊な相談所をぜひ開設していただきたいと思えますけれどもどうでしょうか。

○運天修参事兼基地対策課長 米軍人等による事件・事故の被害者の救済ということですが、公務中につきましても地位協定に基づきまして日本政府が賠償するということになって、ケース・バイ・ケースですが、なっております。公務外の場合は原則として加害者が賠償することとなっておりますが、加害者に弁済能力がない場合には、沖縄防衛局で補償の請求を受けて、内容審査等々やりまして、米軍に送りまして、補償の金額を決定して支払いというようなことの手続は、一応そういう仕組みはできております。

○新垣光栄委員 こういうことができていくということはお伺いしていますが、そうすると大分時間がかかったり、費用がかかったり、なかなかできないという声もお聞きしています。これから沖縄県は観光客もふえて、観光客と米軍の事件・事故とかいろいろなことが想定されると思いますので、ぜひ知事公室、それから公安委員会で連携しながら対策室もつくるべきではないかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そして、これは提言にとどめて、公安委員会にもう一つ質疑させていただきます。

333ページです。信号機の問題ですけれども、今、信号機の設置をしてくれとか、道路標識の新設をしてくれということで要望が結構上がってくると思いますけれども、今、この年の数字を見ていると、信号機8基とか、これで十分要望に応えられているのかなと疑問に思いますが、今、要望件数が何件ぐらい年間上がってきていて、実施できるのが何件ぐらいかお答えいただけないでしょうか。

○與儀淳交通部交通規制課長 平成27年度の予算に関しては、新設に関しては14基で5860万円の予算が使用されています。

今、各署からの要望に関しては、平成27年度につ

いては20件という形で、今ある程度は対応できているのかなと思っています。

○新垣光栄委員 この設置要件といたしまして、やはり子供たちの安全が先になるのか、通学路が先になるのか、そういう基準というのはどのように設けていらっしゃるでしょうか。

○與儀淳交通部交通規制課長 一応、信号機の設置指針というのがあります。ある程度1時間の交通量が300台以上とか、それから近接する信号機との距離が150メートル以上離れているとか、いろいろそういった中で、もちろん児童の安全というのも念頭に入れながら、そういった中で調整しています。

○新垣光栄委員 この交通規制のほうはどのような基準で、大型ダンプは入れないでくれとか、通学路があるためにですね。そういうのもあるのでしょうか。

○與儀淳交通部交通規制課長 大型交通規制に関しても、これはもちろん道路幅員も含めて検討しながら、あるいは児童の交通とか、そういうのも考えながら、また現状がどのようになっているかを検討しながら規制をすべきかどうか、まず地元住民の合意を考えながらやっていくというところであります。

○新垣光栄委員 私も以前、地域住民の同意を100%得て、交通量も調査して、県警察に上げたことがあるのですが、なかなか6年、7年たってもできないものですから、ぜひもう一度上げていきたいと思っておりますので、対応のほうよろしくをお願いします。

続きまして、総務部でお願いしたいと思います。

次、平成27年度歳入歳出決算審査意見書の中から質疑をさせていただきます。意見書の収入未済額と不納欠損額の内容について、市町村との連携、それから庁内の連携を強化して対策が進められる中で、一定の改善が見られていると思います。資料を見ると、大体1年分の比較しかないものですから、どのような推移でよくなっているのか、1年よくなっているのか、それとも継続的によくなっているのかが見えないものですから、収入率でよろしいですので、過去5年ぐらいの分でよくなっているのだよということを、もし表現できる資料があればと思っております。

○金城武総務部長 県税の収入率で5年間分を申し上げますと、例えば沖縄県の収入率は、平成23年が96.2%、平成24年が96.8%、平成25年が97.3%、平成26年が97.8%、そして平成27年が98.3%ということで、毎年上昇してきている状況でございます。

○新垣光栄委員 大変すばらしい数字で、だんだんよくなっておりますけれども、これ全国的には何位

ぐらいですか。九州でいくと、収入率というのは何位ぐらいになりますか。

○千早清一税務課長 一昨年、平成26年度で九州で2位、全国で16位でした。昨年度、平成27年度は九州では変わらずに、全国では1つ上がりまして15位という状況です。

○新垣光栄委員 皆さんの頑張りで、本当に収入率はよくなっていると思っております。私たちの各市町村も県の皆さんの頑張りで、市町村の収入率も大分よくなって本当に頑張っていると思えますし、指導も隅々までいっていると思えますので、また気を緩めることなく頑張っていたきたいと思っております。よろしくをお願いします。

執行率に関してなのですが、執行率のほうが多分用地の取得とか、交渉とか、それによっておくれが大分目立つと思えますけれども、基地関連で、基地があるゆえに交渉がうまくいかなくて執行率が悪くなるということもあるのか、そういう予算組みもやっているのかどうか。

○金城武総務部長 まず、平成27年度決算において、基地関係が要因となって繰越額、あるいは不用額が生じた道路事業とか河川事業は、確認はされておりません。基地関係の要因で、事業進捗が見込めない箇所につきましては予算の要求がなされない場合があります。結果として繰り越しとか不用額も生じていないと思われております。

○新垣光栄委員 次年度に向けての予算は、この基地が収用できないと予算組みしないからそういうことはない。基地があるゆえに工事が難航していることはあるということですか。

○金城武総務部長 なかなか事業に着手できないということで、実は去る9月7日に、進捗が滞っているということで、それを打開しようということで、浦崎副知事のほうで沖縄防衛局とか外務省沖縄事務所、それから在沖米国総領事館に、早期の返還と協議、要請といいますか、そういう取り組みを今やっで、できるだけ早期に事業着手できるようにということで、そういう取り組みを行っているというところでございます。

○新垣光栄委員 次に、会計処理に関してです。財務関係において、不適切とか不祥事が発生しているのですが、チェック体制は今どのようにやっているのか、お伺いしたいと思います。

○金城武総務部長 財務会計等の事務処理につきましては、これまでも直接の執行担当者のほかに経理担当者、あるいは出先において出納員等の複数の職員でチェックを行うというのは、そういう処理体制

の構築に努めてきております。ただ、御指摘のように、公金着服などの不祥事、不適正な会計処理が発生するのが、チェック体制の強化を図る必要があるということで、実は平成28年度から会計課に、本庁の会計処理に係るチェック体制を強化するという事で、班長を増員して2班体制にしたり、あるいは出先機関の会計指導、事務指導の強化を図るということで、2名の職員を新たに配置して、そういう内部統制の機能強化といえますか、そういう取り組みを行っております。

○新垣光栄委員 ぜひ、1人で過重な業務をするのではなくて、2人体制でチェックを行いながら業務をできる体制づくり、内部統制も含めて、ぜひ進めたいと思います。

そのときに、やはり人的なキャパシティーが必要だと思うのですが、それで、正社員と非正規職員が今、県庁ではどの程度の割合か教えていただけますか。

○金城武総務部長 県全体の一般職、非常勤職員、嘱託員等の臨時非常勤職員の数は、平成28年6月1日現在で6587人で、全職員に占める割合は21.4%という状況でございます。

○新垣光栄委員 21.4%ですね。わかりました。やはりこの職員と臨時、それから嘱託の皆さんの賃金差が相当あると思いますけれども、その賃金差を是正しなければならないと私は思っていますけれども、この前回の賃金の是正は行わないということだったのですが、あれは請負契約の賃金の是正なのか、どうなのか。

○金城武総務部長 本会議で議論になりましたのは、実はあれは清掃業務等の庁舎管理の最低賃金がきちり保証されるようにというような議論だったと思うのですが、県職員の非常勤職員は別途、要するに最低賃金をかなり上回るような金額で設定されておりますので、その辺はしっかり対応しているところでございます。九州各県比較しても本県は高い位置にありますので、それなりの処遇はしているつもりでございます。

○新垣光栄委員 九州各県と比較しても高い水準にあるということで、もう一度、どのぐらいの位置にあるかだけ質問します。

○嘉数登人事課長 非常勤職員の九州各県における状況ですけれども、沖縄県が時給が900円、次が福岡県の889円、佐賀県の839円ということになっておまして、沖縄県は九州の中でも最も高いという状況になっております。

○新垣光栄委員 もっと、やはりまだまだ900円でも

格差があると思いますので、ぜひ1000円を目指して詰めていただければと思っていますので、よろしくをお願いします。

○渡久地修委員長 玉城満委員。

○玉城満委員 平成27年度主要施策の成果に関する報告書4ページ、不発弾等対策事業の件ですけれども、不発弾等処理事業費が予算額、そして決算額、少し差額があるのですが、平成25年度、平成26年度のデータも踏まえて紹介していただけないか。

○知念弘光防災危機管理課長 不発弾等処理事業費の平成25年度予算額につきましては、26億5632万3000円でございます、支出額が22億5584万3211円、それから平成26年度につきましては27億9395万2000円、支出済額が20億9515万5099円、それから平成27年度につきましては、29億2870万2980円、支出済額が25億8712万1878円となっております。

○玉城満委員 大体ここ3年は同じ流れと思いますが、6番目の住宅等開発磁気探査支援事業、これはいつから始まっていますか。

○知念弘光防災危機管理課長 平成24年度に市町村の事業として始まりまして、平成25年度から県の事業へ移管しております。

○玉城満委員 住宅等開発磁気探査支援事業、本当に民間が使えるという意味ではすごくいい事業だなと思いますけれども、私らもう数年前から、その前からずっと民間で利用できる支援事業にしてくれという話をずっと訴え続けてきたのですが、この中で1つ、これを受けたいと思っている人たちの中から余りにも時間がかかり過ぎるという意見があります。これはどのようなことかという、許可がおりて1カ月かかるということは、1カ月間この土地を遊ばすということ。だからできれば並行して、許可が出たときと時期を同じくして、支援事業の許可を出してくれないかという、そういうやはり陳情というか、苦情が結構あるのです。その辺はどのように考えていますか。

○知念弘光防災危機管理課長 今、委員がおっしゃるとおり、建築確認済証を添付することになっておりましたが、去年改革を図りまして、建築確認申請から建築確認済証の交付までの期間の間が約2カ月あるのですけれども、その間に補助金の交付申請ができるように、今改善しております。

○玉城満委員 要するに、許可申請が出て、それでもう支援事業がすぐスタートできるということですか。どのようなことですか。

○知念弘光防災危機管理課長 去年まで、申請書を出すまでに実は1カ月ぐらい時間を要していたので

すが、申請書の最初の提出のときにチェックシートというのをつけてもらいまして、そのチェックシートで申請書類を確認しまして、行ったり来たりがないようにしまして、速やかに申請書ができるようにしております。大体3日以内で申請ができるようにしております。そのときに建築申請書類をもって申請できるようにしています。

○玉城満委員 ということは、許可が出たらもうそれから3日ぐらいで、その磁気探査ができるような、そういう交付がなされるということですか。

○知念弘光防災危機管理課長 今は、3日以内に申請いたしまして、それからいろいろな手続きがございますので、補助金の申請の手続、交付手続きがございますので、大体500万円未満の申請で交付決定までにかかる時間が2週間以内になっております。500万円以上の請求につきましては、大体4週間以内になるようになっております。

○玉城満委員 ということは、1カ月かかるのではないの。

○謝花喜一郎知事公室長 済みません、もう少し補足させていただきます。今言っていたのは、いわゆる済証でないためでしたけれども、建築確認申請書の受付を証明する書類を出していただきます。その間に、いわゆる建築確認のいろいろの手続をするのですが、それで時間を一定期間要するわけですね。その期間内に、いわゆる並行して交付決定ができるような作業はしますよという説明でございます。

○玉城満委員 多分これは食わず嫌いの人がいて、申請したらこれだけ時間がかかるよということで、もうじゃあやめたという、そういう人たちがたくさんいるのですよね、周りにね。だからもう少し簡素化して、民間にやっぱりそのようにもう少しこの制度を利用してもらうような工夫をもっとやるべきだなと思います。今、説明を聞いたら、多少改善にはなっていますけれども、前と同じスタイルであるというような、今、私はネットで調べましたけれども、段取りとかそういうのは前のままの段取りになっている感じがしているのですね。今、私らが県の申請のいろいろなネットで調べられるではないですか。それは前のままになっているのですよ。だからそういう意味ではね、これをもう少し利用してもらったほうがいいと思うのです。それをやると多分この執行率ももう少し上がってくるのではないかなという気がしておりますので、もう少し民間に対しての宣伝、告知を強めていただきたい。早くできますよということで。

もっと言いたいことはたくさんあったんですが、

通告していないのですが、総務部長、自主財源率って今、沖縄県の向こう3年間ほどの程度ですか。

○宮城力財政課長 平成27年度決算は普通会計ベースなのですけれども、普通会計ベースにおける自主財源比率は28.9%となっております。平成26年度の自主財源比率が26.6%で、前年度より2.3ポイント改善している状況にあります。

○玉城満委員 私がなぜこの質疑をしたかといいますと、中長期的に2020年、2025年、要するに今、沖縄県が基幹産業である観光産業、IT産業、そしてアジアのダイナミズムを取り入れた、やはりこれから沖縄県がやっていけないといけない産業がたくさん出てきますね。大体2025年ぐらい、例えば中期計画ぐらいではこの辺の事業がかなり成就している時期だと思うのですね。このぐらいにきたら大体どの程度の自主財源率になっているかというのは、予測はやられておりますかね。シミュレーションしていませんか。

○金城武総務部長 現在のところ、そこまでは、予測まではしておりません。

○玉城満委員 ぜひシミュレーションしていただいたほうが、わかりやすいのではないかなど。県が、今から何に力を入れていくのだ、何に力を入れていったら県の財政がどのようになっていくのだ、自主財源率がこのぐらい伸びていくのだとか、いろいろなこういうことを県民にやはり示していくことも非常に自立経済に向けた一番のデータになると思うのだよね。ぜひその辺をシミュレーションしていただきたいと要望いたします。

○渡久地修委員長 休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時40分再開

○渡久地修委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続けます。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 知事公室から伺いたいのですが、辺野古の裁判費用について私も聞きたいと思います。

午前中の議論の中で、当初予算では裁判を想定していなかったということで対応してきたとのことでしたが、3つの裁判が行われたわけですが、決算なので時系列的にどういった裁判があったのか、まずお聞かせください。

○謝花喜一郎知事公室長 3つの裁判、時系列的にということですが、まず代執行訴訟が行われました。これは、承認取り消しを取り消さなかったことに対して国土交通大臣が取り消すという。次に、抗告訴訟が行われまして、その後関与取り消し訴訟一是正

の指示に対して、それを取り消してくださいと。これは県側からです。この3つの訴訟がございました。

**○比嘉瑞己委員** 今のを振り返ってみても、県としては国とは話し合いによって解決をしたくて頑張ってきたけれども、国が沖縄県を訴えたというのが最初の始まりだったと思います。そこら辺は、知事公室長はどのようにお考えですか。

**○謝花喜一郎知事公室長** やはり最初の代執行訴訟のほうが、まず地方自治法の流れからしても問題があったのではないかと。やはり本来ならば、国地方係争処理委員会の制度ができてからには、きちりとした是正の指示等を行ってやるべきだっただろうとは思っております。

**○比嘉瑞己委員** そうした流れで始まって、現在は最高裁に上告中ということでした。この裁判の評価はいろいろ分かれているところですが、私は大変大きな成果があった一連だったと思います。やはり一番大きいのは、あれだけ国が強行してきた辺野古の工事が今現在中断しているというこの事実自体が大きな成果だといえると思いますが、そこら辺はどうでしょうか。

**○謝花喜一郎知事公室長** 和解条項に基づいて国は工事を中止しているわけであるわけですが、これを受け入れるか否かに当たって、いろいろ議論が弁護団との間でもございました。ただ、最終的に受け入れるという判断に至った一番大きな要因として、今、委員がおっしゃったように、工事をとめることができるということが大きかったというように考えております。

**○比嘉瑞己委員** 引き続き頑張っしてほしいと思います。続いて、ワシントン事務所について私も聞きたいと思いますが、全く初めてで、日本全国どの自治体にもないような取り組みだと思えますが、いろいろ準備には御苦労もあったと思いますが、このFARAを取得したということが一つ大きな契機になったと議会でもお話を聞きました。改めて、このFARAがどのような制度なのか、またこれを取得したことによってどういった効果があったのかお聞かせください。

**○謝花喜一郎知事公室長** まずFARAの制度でございますが、ザ・フォーリン・エージェンツ・レジストレーション・アクトの登録が必要だと、米国外の政府・政党、人物や組織などの代理等として米国の世論、政策等に影響を与えようとする者は、その米国外の主体との関係、資金の流れ、活動内容等の情報公開を前提に登録が義務づけられているということでございます。この登録を怠ってそういった人

物との接触等を行った場合、刑事罰の可能性もあるということでございます。

**○比嘉瑞己委員** この取得があったからこそ、米国の議会を初め、いろいろなところから信頼が得られた。その結果、191人の面会とかも実現したと聞いたのですが、そのとおりですか。

**○謝花喜一郎知事公室長** 御指摘のとおりで、先ほどもFARAの説明で申し上げましたけれども、連邦議会議員等へ直接働きかけること、FARAが対象とする典型的な行為に該当する可能性があったため、登録前においては議員オフィス等へ頻りに連絡することができないような、控えないといけないような状況でございました。そういった中で、昨年12月にFARAの登録を完了した後は、連邦議会議員そして、補佐官等との面会を本格的に開始してございます。そういった中で実際、190名余の方々とお会いすることができたということでございます。

**○比嘉瑞己委員** 私も今ホームページを見てきました。議会からの要請もあって、トップページからもすぐ見つけられて、また中身もかなり詳しく書かれているなど思いましたが、実際知事が最初に訪米したとき私も御同行させていただいたのですけれども、そのときの印象としてはかなり沖縄の情報がきちんと伝わっていないなどというのを私自身も感じました。ワシントン駐在の目的の中で、知事の考えや沖縄の状況を正確に米国へ伝えるという目的があって、この目的はかなり達成されているのではないかなと思いました。このFARAを取得したことによってさらにですね。この取得以前に、私が実際向こうの議員とお話ししていても、全く県民がこれだけ圧倒的な民意で反対しているということもなかなか伝わっていませんでした。知事だけが反対しているのではないか、あるいは前知事みたいにまた最後は容認してくれるのだろうというような発言もあって、大変驚いた記憶があります。そうした意味で、やはり沖縄の現状を伝えるということがどれだけ大切かということをも身をもって知ったわけですが、印象的だったのは米国の議員が、私たちの話を聞いて、その話は初めて聞いた。東京からの話にはその話はなかったという言葉が何人かの議員からありました。どうでしょうか、このワシントン事務所を通して沖縄の現状がなかなか伝わっていないことは、皆さんのところにも報告は、どのように来ているのでしょうか。

**○謝花喜一郎知事公室長** ワシントン事務所を開設した昨年5月ごろには、今、委員がおっしゃったような実情がありまして、やはり知事がどんなに話を



しても、最後はみんな決まったような、一つの様式のような言葉を各面談者、相手方が発していたということがあったようでございます。ただ、ことしの5月の知事訪米の際にはそういったこともなくして、大分、今、委員からもございましたように大変理解が深まったとか、事情を知ったとか、そういった前向きなお話もいただいたということで、大変我々としては、ワシントン事務所の設置の成果が出つつあるのではないかと感じているところでございます。

**○比嘉瑞己委員** それと、この実績からも十分だとは思いますが、議論を聞いていて、私は数字ではあらわれない部分で、政治的なところでの影響が一番大切ではないかなというように感じました。先ほどのホームページの中身を読んでも、お会いした方々がかなり書かれておりますが、注目したのが、この間のモンデール元副大統領、国務省のヤング部長、そして私がびっくりしたのが、連邦議会調査局の分析官ともお会いしたと。この連邦議会調査局というのがどういったところかというのも、私も最近まで知りませんでした。訪米したときに、この調査局が議会に対して大きな役割を担っているというように学んだのですが、その点はどう評価していますか。

**○運天修参事兼基地対策課長** 連邦調査局とはワシントン駐在においてもたびたび面会しておりますし、知事が訪米した際にも、昨年訪米の際には意見交換をしております。そういうことで、彼らがその議会に対していろいろレポートを書いて、その審議の参考とするということですので、非常に影響がある部門ではないかというように考えております。

**○比嘉瑞己委員** 米国議会での重要な資料を作成する部署だと認識しています。そういった意味で、そこに直接お話ができる関係が築けたというところには、ぜひ自信を持っていただきたいと思います。さらに今、ちょうど大統領選挙も行われておりますし、やはりこのワシントン事務所というのはますます、これからが存在意義が高くなると思いますが、最後にそこら辺の知事公室長の思いなどを聞かせていただけますか。

**○謝花喜一郎知事公室長** 本会議でも答弁したと思うのですが、やはり一自治体がこの政治経済の中心、米国におけるワシントンで事務所を開設して、連邦議員等と面談を行うって、大変こう、いろいろ課題があったと思います。ただ、ここに来て、やはりFARAの登録も済みまし、加速して、いろいろ沖縄県の実情を伝えることができるようになったと思います。いろいろなホームページで県民に向けて

情報を発信したいと思っておりますし、またあわせまして、米国民に対しましても英語版の県の情報等を発信することによって、この沖縄における基地負担の軽減に向けた取り組みをさらに続けていきたいというように考えております。

**○比嘉瑞己委員** もう一点聞きましょうね。

今度11月から新たに米国民向けの情報発信をするとのことでした。これはとても重要だと思ひまして、退役軍人の皆さんがあのような決議を上げて、大きな影響を及ぼし始めています。米国民相手にどういった内容を発信しようとしているのか、その目的について聞かせてください。

**○謝花喜一郎知事公室長** 米軍基地関係特別委員会それからきょうの委員会でもいろいろ出ておりますけれども、やはり沖縄の現状からまずスタートしなければならぬだろうと思っております。それから、現状の中には、この専用施設面積の話、それからもっとさかのぼりますと、沖縄の歴史などもやらないといけないだろう。そういった流れの中で、事件・事故、そういったことも言わないといけないだろうと思っております。そういった流れにおいて、普天間飛行場の移設問題で沖縄県民がどういった形で民意を示してきたか。その中でさらに訴訟が起こって、高裁判決がある。それに対して県はどう考えていて、今後どのようなことをやろうとするのか、そういうものを今後発信していければというように考えております。

**○比嘉瑞己委員** 頑張ってください。

次に、総務部にお聞きいたします。これは監査委員事務局にも同じ質疑をしていますが、この決算を受けて、基金について少しお聞きしたいと思います。

自治体の貯金とも言われる財政調整基金、あるいは減債基金、2つの基金があると思いますが、この2つの基金の合計で結構ですので、この合計額の5年間の推移をまず教えていただけますか。

**○宮城力財政課長** 財政調整基金と減債基金の合算額、過去5年の推移を申し上げますと、平成23年度522億円、平成24年度末残高で451億円、平成25年度末残高で552億円、平成26年度末で569億円、平成27年度末で546億円となります。

**○比嘉瑞己委員** この間、500億円台が続いております。自治体の貯金と言われているわけですが、適正額があるのかというのをずっと疑問に思っています。県経済が好調だからこそ、もっと事業展開を推進するべきではないかという意見もあると思いますが、部長はこの基金の適正額についてどのようなお考えをお持ちですか。

○宮城力財政課長 基金においては、後年度の持続的な財政運営を可能にするため、一定額は確保しておく必要があると思います。委員がお尋ねの適正水準があるかどうかということで申し上げますと、適正な水準があるかどうかというメルクマールについては今のところ、財政関係法規では規定はありません。ただ、我々としては全国平均並みには財調と減債の合算額を確保したいと考えているところです。

○比嘉瑞己委員 特別委員会でやったので繰り返しません、確かに沖縄県の今の合算額は全国平均に少し足りない額です。一方で九州平均は348億円だそうです。そこと比べると200億円以上、沖縄県のほうが基金は多いのですよね。そうなのでどれが適正なのかというところが、議会としても判断が必要になってきますので、そこをもう少し分析をしていただいで示せるように努力していただきたいと思います。

最後にお聞きしたいのですが、この基金を積み上げるときに、決算剰余金の処分の仕方によって基金がふえていくと思うのですが、この決算剰余金は近年はどういった状況でしょうか。

○宮城力財政課長 実質収支の額で申し上げますと、平成23年度は57億円程度ありましたが、平成24年度以降については30億円台で推移しております。平成27年度の実質収支額は36億7400万円ということで、これの2分の1を下回らない額を平成28年度に財政調整基金に積み立てるということになります。

○比嘉瑞己委員 自治体によっては、この基金がため込み過ぎたということで批判もありますので、そういったところを注意して運営していただきたいと思います。

公安委員会にお聞きしたいと思います。

平成27年度決算において万引きの件数を少しお聞きしたいのですが、地域から最近高齢者の方の万引きがふえていますということを聞いて心配しております。そこで昨年度の万引きの全体の件数とそこに占める高齢者の検挙人数、その状況を教えてください。

○渡真利健良刑事部長 昨年、平成27年中の万引きの検挙人員が925人、これは全窃盗犯に占める割合が49.5%であります。その925人中、高齢者の占める数が220人で、全体の23.8%を占めているのが高齢者の万引きの実態となっております。

○比嘉瑞己委員 全体の23%を占めるというこの数字が多いのか少ないのか、私は多いと感じております。この原因には、やはり沖縄の高齢者を取り巻く環境というのが本当に今厳しくなっていると思うのですね。そもそも年金額が低い方多いですし、無年

金者だってかなりの数がいらっしゃいます。それで、この数字を見たいのですが、全国と比較して高齢者の万引きの検挙人数は多いのか少ないのか、どうでしょうか。

○渡真利健良刑事部長 平成27年中の万引きの全国の数検挙数が8万2557件、検挙人員が7万5114人ということで、万引きの中に占める65歳以上の高齢者は36.7%、当県が23.8%ということで全国平均は下回っているというのが、平成27年中の万引きの実態でございます。

○比嘉瑞己委員 全国と比べて低いのは意外な印象を受けるのですが、ただ現実問題として、ここで挙がった数字は検挙の数ですよね。実際お店で捕まえても警察に通報しないでとまっているケースも多いと思います。そこで、私、この質疑を取り上げたのは、再発防止の観点からも、こうした高齢者の皆さんが検挙されたときには、必要があるときにはぜひ福祉の制度とか、自治体につなぐ必要があると思うのですが、現状、そういった仕組みはありますか。

○梶原芳也生活安全部長 万引きで検挙された高齢者を福祉につなぐという仕組みは、現在のところはございません。

○比嘉瑞己委員 本部長、これは必要性があると思うのですよね。未成年の皆さんにはそうした仕組みもあるのです。私は何も犯罪を擁護しておりません。必要に応じて、いらっしゃると思うのですよ。生活相談でも体験があるのですけれども、なかなか身内とももう疎遠になっていたり、お家を探したくても保証人が見つからない高齢者はいっぱいいます。今後、検討課題として、受けとめてくれませんか。

○池田克史警察本部長 委員がおっしゃることは検討課題として考えたいと思います。ただ、高齢者の場合はいろいろ見ないといけませんので、本当に生活が苦しくて万引きしているのもいれば、そうではなくて、ある程度一種病気の人もいれば、あとはお金はある、捕まえてみたら実は財布の中に1万円あるとか、ただもったいないとか、金を払うのが嫌だから、みたくないいろいろなパターンがあると思うのですね。ただ、委員がおっしゃるような貧困からくるというのも当然あると思いますので、課題としては受けとめたいと思います。

○比嘉瑞己委員 最後に、辺野古をめぐる今は高江で機動隊の問題がありますが、平成27年度で辺野古でも県外からの派遣要請に基づく要請があったと思います。決算ですので、その事業の決算の説明をお願いしたいと思います。

○中島寛警務部長 委員の御趣旨としては、辺野古

警備をめぐって、要は県費としてどのぐらい負担をしたのか、そういう御質疑だと解釈をいたします。辺野古警備をめぐりまして、いわゆる県費負担につきましては、高江の場合と同様でして、燃料費及び修繕費、これが県費負担の対象になります。今現在ある数字としましては、車両の燃料費の総額が255万9251円。車両の修繕費の総額が32万4560円。従来、県議会の代表質問等でも本部長より答弁しておりますが、こういった経費の最大半分については、国庫補助の対象となっているというところがございます。

**○比嘉瑞己委員** 宿泊費についても聞きたいのですが、県費でないならいいのですけれども、ただ宿泊先がリゾートホテルというところで県民からの批判がありますが、その受けとめはどうしていますか。

**○中島寛警務部長** いわゆる宿泊費や旅費等については、要は警察法施行令の定めに従いまして、国費による支給となります。また、その派遣されている警察官の人件費については、派遣元の警察が負担するということとなります。委員の御質疑といたしましては、そのホテルを利用していることの是非かと思いますが、一定の規模の部隊、結構な人数が来るので、宿泊施設についても一定のキャパが必要でありますとか、ある種の制限がございますので、そういうことも踏まえて選んだと承知しております。

**○比嘉瑞己委員** さまざまな県民感情がありますので、そこは指摘をしておきたいと思います。

**○渡久地修委員長** 上原章委員。

**○上原章委員** まず、知事公室にお聞きします。

平成27年度主要施策の成果に関する報告書の1ページ、大規模災害に備え他県等から人員・物資等の応援を受けるための仕組みの構築—沖縄県大災害時救援システム検討事業費ということで1000万円余りの予算で、決算、実績が600万円余りということになっておりますが、この進捗、今後どのような形で、この検討事業が具体的な計画策定を目指していると思っておりますが、流れを教えてくださいませんか。

**○知念弘光防災危機管理課長** 沖縄県大規模災害時対策事業についてでございますが、沖縄県で東日本大震災のような災害が発生した場合に、救援車両、人員等の輸送手段というのは、海路及び空路に限られまして、輸送能力に限界があることや港湾や空港が被災して使用不能となる可能性があることから、他県からの救援に相当な時間を要することが想定されます。このことから平成24年度の沖縄県の地震被害想定調査に基づきまして、災害時の広域受援体制を構築するため、平成26年度から平成27年度にかけ

まして、沖縄県大災害時救援システム検討事業を実施しております。平成26年度におきましては、大規模な津波が発生し、被災した場合に必要な物資量、それから救援物資の輸送に必要な車両の台数等を調査するとともに輸送に関する防災関係機関とか有識者の意見の聴取を行っております。平成27年度におきましては、その前年度事業の諸課題を整理してございまして、その上で、広域的な応援や輸送等の対策を効果的に展開するため、広域受援計画の素案を作成しております。今年度においては、広域受援計画につきまして、関係機関を含め活動拠点及び物資拠点、それから各防災関係機関をコントロールする仕組み、それから消防や警察、自衛隊に加えて、米軍との連携方法について詳細を協議しているところでございます。

**○上原章委員** 大規模災害というのは、どれぐらいの規模を想定してますか。

**○知念弘光防災危機管理課長** 平成24年度の沖縄県の地震被害想定調査で地震の3連動というものがございまして、その中で全壊家屋が5万8346棟、死者1万1340人、負傷者が11万6415人、そういった地震が起こる可能性を想定して計画しております。

**○上原章委員** 大震災から5年余り過ぎて、各県ともそういった他県から物資とか、また支援が来るときの対応というのが非常に大事だということで、せんだって熊本県でも災害があつて、非常にその震災の教訓が各市町村レベルでいい形がなかなか難しく、実際そういった災害が起きたときに、非常に混乱したという報道もありました。県はこの2年間かけて、この検討事業を進めてきたと思っておりますが、具体的な活動拠点、物資拠点というのは、もう明確に形はできているのですか。

**○知念弘光防災危機管理課長** 今、物資拠点、医療拠点、そういったものを35カ所ほどピックアップしている段階になりまして、それを今年度何カ所かに絞りまして、素案をたたいていきまして実際ちゃんとした受援計画にしていきたいと考えております。

**○上原章委員** 非常に大事な取り組みだと思っておりますので、非常に難しい大きな災害を想定する部分があるので、ぜひ県がリードして関係機関としっかり、それが本当に実用的な形で組めるように。これは市町村との連携も非常に重要だと思っておりますがいかがですか。

**○知念弘光防災危機管理課長** 県で受援計画をつくりまして、そのひな形を市町村と連動しまして、市町村の受援計画のひな型というのを県で作成しまして、市町村に示していきまして、最終的には市町村

でも受援計画をつくることになると思います。

○上原章委員 今年度、計画策定をするということですので、しっかりまた精査してください。

次に、総務部。

まず、大きな予算が毎年組まれるのですが、今回の不納欠損は1億9000万円、約2億円ですね。それから、その不納欠損額の過去3年間の推移を教えてくださいませんか、改善しているのかどうか。

○千早清一税務課長 県税の過去3年間の不納欠損額の推移ですけれども、平成25年度が3億2500万円、平成26年度2億6900万円、平成27年度が1億7800万円となっております。この間、徴収対策等の取り組みにより、収入未済額の減少とあわせて、この不納欠損額も減少しております。

○上原章委員 不納欠損額の理由で、皆さん説明の中には、滞納者の所在が不明、処分できる財産がない等、また収入未済額では、借地人の病気、経営不振、生活困窮等の経済的理由、そういった諸事情があるとは思いますが、この辺の、どうしても払えないという人たちと実際財産があるのになかなかそういった県に対する、本来納めるべき、そういったことの関心がやはり弱いという、その辺の見きわめというのが大事だと思いますが、この辺の調査はどういったようにしていますか。

○千早清一税務課長 そもそも県税を滞納している方には、当然、納付の催告をいたしまして、それでも納めない方につきましては、やはり差し押さえ等の滞納処分等をしております。今、委員から御指摘のように、本当に納める資力がないのかどうかは、これをきちんと調査をした上で、生活困窮等で払えない方については、緩和措置、滞納処分の執行停止という措置をいたしまして、それが一定程度、具体的にいうと執行停止をして3年間経過をしたら地方税法上、納税義務が消滅いたしますので、不納欠損処理をするという形になっております。

○上原章委員 実際こういった人たちは、なかなかふだん会えなかったり、連絡がとれなかったり、もしくは本当に土曜、日曜かけて、また深夜にそういう人に会う努力、連絡をとる努力をしないといけない作業があると思っているのですよね。なかなか県職員の人たちが、それを本当にやるということが非常に難しいところがあると思います。この辺は、そういう民間への委託とか、そういったものもされているのですか。

○千早清一税務課長 これは税法上の縛りがありまして、滞納処分ができるのは、やはり知事から徴税吏員として任命された県税職員だけです。現在、収

納対策として、民間を活用している部分については、例えば滞納処分に至らない、いわゆる納付の慫慂をコールセンターという部分等で民間委託はしていますが、公権力の行使である滞納処分、差し押さえ等については、あくまで職員、徴税吏員にしかできないという形になっております。

○上原章委員 次に7ページです。

同じ主要施策の中で、行政改革推進ということで、今回予算額662万円余りを実績として82万円しか執行していないのですけれども、この第7次沖縄県行財政改革プランの着実な実行という意味では大事な取り組みだと思いますが、懇話会を開催したと、外部有識者の意見を聞いたと書いてありますが、具体的にどのような意見がありますか。

○真鳥洋企行政管理課長 今回、これまでと仕組みを変えまして、まず仕組みから御説明しますと、行政改革に関しては推進本部がございます。これは知事を筆頭とする県庁内部のものでございまして、そこで昨年度の実績と今後の計画について議論しまして、それを集約した形で、各懇話会の委員の皆さんに配付しております。そこでおおむね1カ月ぐらい期間を置きまして、意見を集約して当日、8月だったと思いますが、そのときの会議で議論をするという形になります。そのとき出ていたのが、ざっくりと言いますと、幾つかあるのですけれども、先ほど委員からお話が出ていましたけれども、ふるさと納税とかですね、例えばもう少し県にも収入を上げるような取り組みができないとか、そういった意見等もございました。あとMICEの土地の関係とか、あちらが与那原町の土地を……、これが今のプランの中でも計画の中で、土地を売るという計画の中にも入っておりますので、そこら辺の審議も出ておりました。

○上原章委員 部長、29の実施項目で、26が計画どおり順調に推移していると。特に事業の効果で、県税とか県有財産の利活用で目標額を大幅に改善がしている、これは理解しますけれども、それ以外で順調にしているもので具体的に数字的にわかるのがあれば、教えてもらえますか。

○金城武総務部長 財政効果として先ほど委員から御指摘もありましたように、平成27年度で29億4400万円ということですが、行革大綱の中でいろいろな取り組みをしていますが、まず具体的に申し上げますと、県有財産の利活用ということで、売り払いで5億4300万円とか、先ほど出ました県税収入でも13億8900万円、それから未収金の解消ということで1億1600万円、それから事務事業の見直しでも

2600万円、それから県単補助金の見直し等でも6億4600万円ということで、そういう取り組みをして、できるだけ事業見直しもしながら、収入をふやしながら、行政改革を進めているところでございます。

○上原章委員 行財政改革の中で、これまで県は棚卸し事業も進めてきたと思いますが、それとの関連はどうなっていますか。

○真鳥洋企行政管理課長 今、財政効果の観点からお話ししていますが、例えば、今回のプランでしたら29項目挙げていますが、そのうち財政効果として見ているのは7項目となっております。これはどうしても、行革といっても必ずしも財政効果で見られない取り組みとかもございますので、それで過去も幾つか、実際は第5次プラン、平成18年度のプランから財政効果も入れているのですが、先ほど御質疑がありました棚卸しについては平成22年度の行革プランからということになっています。

○上原章委員 平成27年度にやっていなければやっていないでいいですよ。

○真鳥洋企行政管理課長 やっていません。

○上原章委員 今後、こういった事業棚卸しで、一つ一つの事業を検証した取り組みは、考えていないですか。

○金城武総務部長 先ほど申し上げた事務事業の見直しというのは、これはずっと継続して取り組んでいって、行革プランの中ではずっと位置づけて取り組んでいます。これはやはり常に検証する、事務事業、要するに時代の変化で必要がなくなれば当然見直しをして廃止をするとか、あるいは逆に必要であれば、拡充するものもあるだろうし、その辺の点検はもう常に行革大綱プランの中に位置づけて取り組んでおりますし、今後もその取り組みは続くかと思えます。

○上原章委員 外部有識者とかの目を入れて、これまで本当に丁寧に皆さんやっていたところもあると思うのですよ。ただ、そういった人たちの、またそれぞれの主観も入ると思いますが、皆さんが予算を組み、皆さんが事業をつくり執行する。こういった一つ一つの事業に第三者の目が入る形は、今はないのですか。

○金城武総務部長 現在は、プランを策成して、そういう進捗の中で、行政改革懇話会の委員の皆さんの意見を頂戴するという中で、その中では委員の御指摘の部分の事業に関する御意見等も当然出てきますので、その辺はまた新たにそういう取り組みとして検討する場合もあるということで、途中途中、今おっしゃるように、最初から外部委員を入れた形の

仕組みは、今のところはとっていないというところでございます。

○上原章委員 私はさっき懇話会で、どういった意見があったかと聞きましたけれども、非常に皆さんが今一生懸命やっているのは理解し、評価もしますけれども、せつかくあの棚卸し事業は結構県民・市民が、本当に多くの方が感心を持って注目していたと思うのですよね。あれをやって、いいところ、それから改善しなくちゃいけないところ、あれだけの予算をかけてやったわけですから、私はもう一度精査して、沖縄県の形、予算執行の本当にあるべき姿をもう一度一庁内だけでこれを全部解決するのは難しいと思うのですよね。今、大事な沖縄振興予算を組んでやっていますので、ぜひこの辺検証できないですかね。検討できないですかね。

○金城武総務部長 基本的に確かに御指摘のように、外部の目を、やはり内部からいろいろな予算執行等含めて、意見を頂戴するといいますか、そういうのは非常に重要なことだと認識はしています。一括交付金等につきましても、これは毎年、事後評価をしておりますけれども、これも、国の審議会、当然国にも報告していますし、さらに公表もして、そして国の審議会にもそういう議論される場もございまして、そういう意味では全くやっていないわけではないですが、そういう仕組みは現在のところでもあるということで、我々は認識しております。

○上原章委員 あくまでも行政レベルでのチェックだと思うので、できましたらいろいろな第三者の、専門家のそういったものを入れるべきだと思っておりますので、これはぜひ検討していただきたいと思えます。

最後に公安委員会、先ほどさまざまな意見がありました。私は同じく主要施策報告書の332ページの交通環境の整備です。

部長、非常に今、那覇市を中心に渋滞が、沖縄県がワーストだと。特に混雑時ですね。これをぜひ改善をしていかないといけないのかなど。これからますます国内外からお客さんが来る中で、車社会だという沖縄県の現状をどう突破していこうと考えられているのか。渋滞対策をお聞かせ願えますか。

○大城正人交通部長 沖縄県は特に車両保有数が多く、渋滞が特に国道58号とか主要幹線で渋滞しているのは承知しています。特に国道58号を含めて、県内各路線においては恒常的に発生している。緩和策として県警察では交通規制に基づいてやっていますので、特に交通監視システムによる道路交通状況に応じた適切な信号の制御—これは信号のサイクルの

調整ですね。それがまず1つです。もう一つは、道路交通情報センターがありますが、そのセンターとか、あるいは交通情報板を活用しての道路情報等の混雑状況の提供、こういうものを通じて渋滞緩和に取り組んでおります。

**○上原章委員** 特に、那覇を中心に都市部の大きな交差点で、右折、左折と確かに今言った信号の調整とか一あと右折帯というのですか、左折帯をもっとしっかり可能な限りつくらないと、今のような那覇市の渋滞は突破できないと思うのですよ。あっちこっち那覇市を自分でも動くときに、右折、左折の部分ですが、前はちゃんと信号をつけてくれて左折できたところが、右折する人に遠慮してそれを外したケースもありましたけれども、私はそれぞれ皆さんはマナーを守ってやりますので、皆さんが今できることをしっかりやるということを考えて、もう一度県内の信号機の調整の仕組みを検証して、ここはちょっと改善できるなというところが相当あると思うのですがいかがですか。

**○大城正人交通部長** 交通情勢は道路の整備状況に伴いましてどんどん変わってきますので、その都度、現場にいる警察官からの情報もありますけれども、ドライバーの皆さん、地域住民の皆さんからの要望、あるいは交通モニター等で調査もさせていますので、それを踏まえて改善すべきところは、その都度改善していきたいと考えております。

**○上原章委員** 最後に横断歩道5キロメートル、実線5キロメートルと書いてあります。白線とか横断歩道が消えているところとか、市町村に私は任せてほしいのですが、最後にどうでしょうか。

**○大城正人交通部長** 道路の標示も道路管理者が整備するものと交通規制に係るもの、公安委員会の規制に係るものは、やはり警察の所管にかかわりますので、任すということはやはりできないということです。やはり規制に関しては、公安委員会の決定を待って、責任においてやりますので、その辺で市町村にこれを任せと言われても難しいと思われま。

**○上原章委員** 任せろという意味じゃなくて、委託してほしいのですよ。ちゃんと県警察とやりますので。皆さんの手続を待っていたら、1カ月も2カ月もただ線を引くだけで待たされるというのが交通安全上いいのかと、これを検証してください。

**○渡久地修委員長** 當間盛夫委員。

**○當間盛夫委員** まず、知事公室長からお願いをいたします。

平成27年度主要施策の成果に関する報告書の部分からお願いしたいのですが、まず1ページの沖縄県

大災害時救援システム検討事業ということで、この事業効果の部分で、大規模災害の発生に係る他府県からの応援受け入れを円滑かつ迅速に行うための課題が整理できたということがありますが、課題というのはどのような部分で、皆さん整理されたのでしょうか。

**○知念弘光防災危機管理課長** 平成27年度に前年度事業の諸課題を整理しておりますが、その課題としまして、1つ目としまして、物資の受け取りや輸送、燃料確保にかかわる期間をコントロールし、最小限の人員や車両、資機材等で効率よく災害応急活動を行わせる総合調整機関がない。それから2番目としまして、県内にある物資、人員、資機材等で対応することも想定する必要がある。それから3番目といたしまして、物資拠点や医療拠点、空港が被災した場合のバックアップ拠点等の検討が必要である。そういった課題が専門家やそういった方々の議論の中で出てきております。

**○當間盛夫委員** 皆さん、県の地域防災計画が平成27年3月に修正版が出てきていますよね。その部分で、県がやるべきことというのは14項目挙げられていますね。このことを見ながら、皆さんの今回の平成27年度一般会計決算ですが、防災にかかっている予算、知事公室の分。消防費でも今度、約1500万円の不用額が出るわけですよね。いろいろな課題等々が上がっているはずなのに、何に手を打っているのかなというのが見えてこないのですよ。その辺はどう説明されますでしょうか。

**○知念弘光防災危機管理課長** 先ほど答弁いたしました諸課題につきまして今、整理をしているところでございまして、最初の第1番目の課題としまして、総合調整機関がない。これにつきましては、今、災害対策本部の機能をもう少し強化しようということ考えていまして、各種の訓練だとか、それとかあと災害対策本部の機能に各リエゾンに関係機関、防災、自衛隊だとか、沖縄総合事務局とか、そういうものをリエゾンで合同会議をするようにして、もう少し総合調整機能を設けようということで、そういった課題について検討しているところでございます。それから、県内にある物資、人員、資材で対応すること。これは先ほども説明しましたが、広域の応援の場合に空路、それから船、航路に限りがあるものですから県内で3日間是对応する必要があるということで、そういった指摘もございまして、県内にある物資、それから人員、資機材の把握、それから物資拠点、医療拠点、空港が被災した場合のバックアップ拠点も考えなさいということですので、例えば、

委員が一般質問で質問されていましたが那覇空港が被災した場合のバックアップ拠点をどうするのみたいな形でありましたので、そういったものについても、例えば伊江島空港が標高72.5メートルございまして、慶良間空港が標高47.5メートルございまして、そういうところがバックアップ拠点として使えないかというのを検討しているところでございます。

**○當間盛夫委員** 今、バックアップのものもありましたけれども、その前に知事公室長、総合調整機関すらできていないと。防災上のは皆さん、トップとしてどう考えますか。

**○謝花喜一郎知事公室長** 我々、さきの東日本大震災、それからことしになってからの熊本の震災、そういうのを受けて、本当に沖縄県でそういったものが起こった場合、震災が起こった場合、本当に自分たちは対応できるのかということ、そこからスタートしました。まずそういったことから考えて、9月でしたか、西表島のほうで総合防災訓練を行ったのですが、前の日に図上訓練というのを県庁内で行いました。八重山事務所からの情報を各部局でとって、それを報告し合うという形のシミュレーションをやってみたわけですが、なかなかいろいろ課題が出てきたというのも事実でございます。本来果たすべき本部で十分機能していなかったものについて、我々承知しております。12月には、図上訓練の本格的なものを実施しようということで、今、関係機関と調整を行っているところでございまして、そういった総合調整機能というか、コントロールタワーの、我々自身の各部局横断的な対応ができるように、まずはやってみようということで、取り組んでいる最中でございます。

**○當間盛夫委員** 皆さんの防災のものをみると、本県の重要事項ということで、本土から遠隔だとか、離島の条件不利とか、沖縄の置かれた特殊事情、沿岸の低地に密集する人口等、観光客の皆さんの対応をどうしていくのか、もろもろが上がっている。皆さん、減災目標も上げているはずですよ。ところが、それがさっき言ったみたいに予算的な処置が見えないわけですよ。そのことを皆さん上げておきながら、各市町村にも、その予算的、例えば先ほど備蓄のお話もありましたが、そのことすら各市町村もそういう対応的なものが見えてこないのは、やはり県に何て言うのかな、災害というのは、今度熊本県だとかそういったところでもありましたが、沖縄県は台風ぐらいだろうというようにたかをくくっているようなところがあるのではないかなというように思います。他府県に比べたら、消防団の組織率す

ら他府県に……。本当に万が一沖縄にその災害があった場合に、我々はそういったつながりを含めての防災体制、日ごろのものをどうするかということ常日ごろから言われるが、そういったことを皆さんは中心になってやっていかない。知事公室がやっている仕事というのは、基地の対策のことしかやっていないのではないと言われるようでは絶対にだめなはずでしょうから、その辺の防災、県民の安全・安心をどう守るかは、知事公室にとっても重要な施策になっていると思いますが、これを総括して答弁ください。

**○謝花喜一郎知事公室長** 全くそのとおりです。私も同じような思いでございまして、しっかりとまずは何からできるかということからスタートして、まずは先ほど言いました図上訓練なども、もう一度きちんとやってみようという提案して、その準備はしているところでございます。委員から御指摘のものは、本当にまだまだ十分整理がされていないと言っても過言でもないような形だと私自身も思っています。まずは課題をしっかりと、課題等は一定程度計画では出てきているわけですが、これをどのようなスケジュール感覚で実現するかについて、議論がまだ不十分だと私も痛感しているもので、これから新年度に向けた予算要求、それから組織体制等々ございまして、関係部局ともよく調整、相談しながら、そういう体制を今後、強化していく必要があるということ強く思っているところでございます。

**○當間盛夫委員** 皆さんの事業効果でも課題は整理できたと、先ほど知念課長からもありましたが、課題は整理できたが、いろいろもろもろがまだ進んでいないというところがありますので、これは早急にやる必要があると思っておりますので、よろしくお願いします。

この防災費ですが、本来全てそういう予算で使うべきで、沖縄はこの防災費といえば、不発弾処理が大半。もう全てですね、言いかえると。不発弾処理にその費用が使われているというところもあるのですが、今回、不発弾対策のもので不用額が約1億6000万円出るので。従来、住宅関係のものが結構なかなか申請のあり方等々含めて、手続きが煩わしかったというところもあるのですが、1億6000万円の不用額の中身的なもの、何がそうなのか教えてください。

**○知念弘光防災危機管理課長** 不用額の内訳といたしまして、広域探査発掘加速化事業の不用額が7090万7000円となっています。これにつきましては、主な原因といたしましては、現場で岩盤が出たことによ

る発掘数量減になっております。これは、例えば2メートルで予定していた探査が岩が出たことになりまして、でこぼこができて1メートルになりますと、その1メートルが不用になった。124件中83件そういったものの減額がありまして、それについての不用が出たということです。市町村の磁気探査支援事業の不用がありまして、これにつきましては5069万7000円の不用となっております。この市町村の磁気探査支援事業の不用の主な原因としましては、那覇市の中学校の工事の着工おくれによる執行額の減、それから小学校の建築工事の入札不調による未執行と那覇市で約2700万円の不用となっております。あと沖縄市の小学校の校舎の山どめ工事の設計変更などにより、工事範囲の減少による不用など、沖縄市で約1300万円となっております。こういったもので、本体工事をセットで行うために、本体工事の執行に影響を受けた形で不用が出ております。それから、市町村の特定処理事業における不用として2593万6000円出ておりますが、これについては発見が予測不能である不発弾等に対しまして、現地安全化処理の不測の事態に対応するため、年度末まで予算の確保が必要なことから約2593万6000円の不用となっております。

**○當間盛夫委員** この不発弾処理で約20億円近く、25億円以上の予算をつけてもう4年ぐらいになるはずですが。いまだに、沖縄県の不発弾というのは70年と言われるが、あと何年かかるのですか。

**○知念弘光防災危機管理課長** 沖縄戦における不発弾につきましては約1万トンと推定されておりまして、平成27年度で約7988トンを引き減しました約2012トンが現在も埋没していると推定されています。過去10年間における不発弾の平均処理量が約30トンでありまして、全てを処理するためには約70年かかる見込みとなっております。

**○當間盛夫委員** この辺もう少し整理したほうがいいと思うけれどもな。いつまでたっても70年。これだけの予算を使っても70年かかると。じゃあいつ終わるのかわからないわけですよ。これだけ事業をやっているはずなのに、あと70年という形は……。やらなくても70年、やっても70年は理解できないので、この辺はもう少し皆さん整理したほうがいいと、これは要望として終わります。

次、総務部になりますが、先ほどからもありますように行政改革推進費600万円の予算額を上げて、決算額80万円で皆さんの目標額を上回る約30億円の事業効果が出ているということで、皆さんからの、一覧を見ても、ややおくれが3つしかない。ほとんど

順調なのです。順調というのを教えてほしいのですが、新たな自主財源の確保が順調とありますが、新たな自主財源の確保には、どのようなものがあったのですか。

**○真鳥洋企行政管理課長** 行財政改革プランの中に実施項目の21番がありまして、その中で、大きく分けて3つ、自主財源確保ということで3つの取り組みがあります。

まず1つが、新税の創設など新たな自主財源の検討、新設。それから2つ目が、県有施設へのネーミングライツ導入の検討。3つ目が既存広告収入等のさらなる拡充ということ。これはまた平成26年度、平成27年度、平成28年度、平成29年度ということで、単年度ごとに計画がございます。こちらにあるのが、平成27年度の実施状況についての評価として、平成27年の取り組みとしては一新たな自主財源の確保としては、まず県有施設内の自動販売機の公募等、既存の広告収入等のさらなる拡充を図ったということ。それからもう一点が、ネーミングライツ導入の可能性が高い施設について、所管課と導入に向けて課題を整理したということで、順調と評価をしています。

**○當間盛夫委員** 評価というか、私はなかなか冊子に出てこないのわからない部分があって、皆さんからもらっている部分でも順調と言われても何が順調かわからない。例えば、組織体系のあり方、組織の見直しも順調だとか、県立芸大の改革とか、県立看護大の改革推進が順調だと。こういう県立大学の改革推進ということで、そこは順調でいろいろな部分が赤字なく一運営状況を含めて、全部順調に推移しているものだろうというようにしかとれないわけです。この順調という言葉だけじゃなくて、何がそういうもの—今の新たな自主財源ということで、こういうものが上がってきて、これだけの自主財源での効果が出ている。財源的にこれだけふえたとかいうようなものを何か出せるような仕組みはあるのですか。

**○金城武総務部長** まず、この行革大綱、計画というか、進捗のつくりが、要するに平成27年度はこういうことを計画していますと。これがその計画どおりできた場合は順調ですという表示の仕方、実は個票で細かく資料としてつくられているわけです。これは一覧表になって、総括表になっていて、具体の説明がないので、少し中身がわかりづらいと思いますが、実際の個票はそういうことで、今年度の取り組みはこういうことを計画していますと。これが計画どおりできた場合は順調というような評価をしているということで、県のホームページで公表もし



ておりますので、この辺は少し工夫が必要なのか。今、一覧表の一枚紙ではなかなか内容をお見せするのは難しいのかなと思います。そういう状況になっているということでございます。

**○當間盛夫委員** これと関連するのかわかりませんが、これだけ皆さんが行財政改革で効果を上げているというものがある中で、不用額を200億円も出すというような部分が相反するわけです。不用額とは全く違う話で、先ほども不用額の中身的には利子の部分での差があっただとか、いろいろとあるのだけれども、そういったことはなかなか表に伝わらないというようなところ、その辺も皆さんの出し方というか、県の情報の出し方を工夫されたほうがいいのかと思ってますので、これは提言です。

次に、所有者不明土地管理の部分ですが、特別会計のね。この特別会計の所有者不明土地管理のものと皆さんが事業として整理しているのがありますよね。あれとの兼ね合いはどのようなのですか。まずは進捗を教えてください。

**○金城武総務部長** 所有者不明土地調査についての進捗状況ですが、この調査は平成24年度から実施しております。まず平成27年度末時点で3つございますが、1つ目が所有者不明土地の筆数等を確認するための基礎調査。これは全筆数の調査を終了している。それから面積の確認、あるいは現況等を把握するための測量等の調査。調査を行う2610筆のうち1720筆について実施し、進捗率は約65.9%になっております。それから、3つ目の真の所有者の可能性のある者を特定するための所有者探索。この調査を2687筆のうち1160筆について実施して、この進捗率は43.2%というような状況でございます。

**○當間盛夫委員** これはいつまでに終える予定なのですか。

**○金城武総務部長** この調査はできるだけ県としても早目に終わりたいということで、平成27年度からは所有者探索にも外部委託を導入いたしまして、実態調査の加速化に努めているところであります。平成29年度をめどに調査を終えたい。平成30年度からは国において調査結果の分析とか、あるいは立法措置を含めた抜本的な解決策の検討が始められるような、そういう調整をしていきたいというように考えております。

**○當間盛夫委員** 平成30年までにはそういうものをしっかりまとめて、国との折衝を始めて、市町村になるのか、しっかりそのこと国との折衝をやっていききたいということだと思いますが、今の調子で平成30年で終わりますか。

**○金城武総務部長** この間、平成27年度からかなり加速化して取り組んでいますので、調査そのものは何とか平成29年度。ただ、この調査の結果を受けてのいろいろな分析とか、内容のさらなる詳細な分析等も多分必要になるかと思っていますので、これは平成30年度において、その辺りは今までやった結果をしっかり分析して、その内容を国でまた引き取ってもらって、立法措置も含めた抜本的な対策につなげていけるような、そういう取り組みをしていきたいということでございます。

**○當間盛夫委員** 進捗をもう少し早めてほしいと、早められるのではないかとこの部分と、皆さんのこの不用額を見てくると一予備費で約1億2000万円上げるわけですね。予備費が全く何に使う予備費なのかを教えてください。

**○照屋政秀管財課長** まず所有者不明土地管理特別会計の仕組みから説明させていただきます。

まず、会計については、まず歳入で土地貸し付けをしている財産収入があります。それから歳入が入って、あと繰越金という形で、これは前年度の歳入の決算額から歳出の決算額を引いた、これが主に不用額になっている、予備費として計上していた不用額。これは過去から土地貸付料として積み上がってきているものが繰越金と。真の所有者が出た場合に返すために積み立てているというか、置いている金額が繰越金があります。あと諸収入があります。あと、国庫支出金ということで、今、部長からお話があった実態調査とか、これに関しては全額10分の10、国からの国庫がありますので、それで国庫支出金があつて歳入が組まれています。それに対して歳出ということで、土地管理に係る人件費とか、維持管理とかそういう業務費、これは調査費も当然入っています。国からの調査をする調査費も含めて、実際使うだろうと想定されるものを業務費として組んで、その歳入、歳出の残額については予備費という形で、真の所有者があらわれた場合に返す財源とか、何らかの事情で予備的な措置が必要になった場合に備えて予備費を計上しているので、その差額があります。それで、歳入と歳出で使い切れなかったものは、次年度に繰り越すために予備費が不用になる仕組みになっていますので、予備費が次年度に移って行って、それで、将来的に真の所有者があらわれたときの財源という形になっています。

**○當間盛夫委員** ちょっとわかりにくいところが、国庫の支出は100%使っていますよと。1億5000万円出ているものを100%使っていますと。本来返さないといけないものが残って1億2000万円があるが、こ

れが本来繰り越すものだと。だからこれを何で不用額に計上されるかが、私らからしたらわからない。この1億2000万円も先ほどのトータルの200億円のものに、この分も全部加わるわけでしょう。この辺がやはり本来不用額ではないはずなのに、そういった部分加わってくるということは、だからその辺をね、整理すべきと。不用額といたら要らないと、繰り越すとなるなら、翌年繰り越しに本来出てくるべきじゃないかというところがあるので、なかなか皆さんののは難しいということで、終わります。

○**渡久地修委員長** 以上で、知事公室長、総務部長及び警察本部長に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

次回は、明 10月18日 火曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

午後4時58分散会

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 渡久地 修